

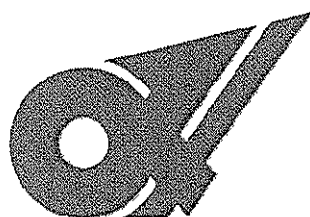
みえ障がい者共生社会づくりプラン(仮称)

(平成24年度～26年度)

～障がいのある人もない人も

「共に生きる」社会をめざして～

(中間案)



三 重 県

目 次

第1編 計画策定の基本的方向	1
第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の基本的事項	2
(1) 計画の位置づけ		
(2) 計画の性格		
(3) 計画の対象		
(4) 他の計画との関係		
(5) 計画の期間		
3 「みえ障がい者福祉プラン第2期計画」による取組成果	4
(1) 「障がい者の自立支援」の取組結果と課題		
(2) 「社会環境の整備」の取組結果と課題		
(3) 新たな課題への対応		
第2章 三重県の障がい者を取り巻く基本的な状況	6
1 障がい児および障がい者の状況	6
(1) 身体障がい児・者の現状		
(2) 知的障がい児・者の現状		
(3) 精神障がい者の現状		
(4) 難病患者の現状		
(5) 発達障がい児・者の現状		
(6) 重症心身障がい児・者の現状		
(7) 高次脳機能障がい者の現状		
2 障がい者を取り巻く環境変化	16
(1) 国際的な動向		
(2) 国内の動向		
第3章 計画の基本的な考え方	18
1 基本理念	18
2 基本的視点	18
(1) 共生社会を実感できる地域社会づくり		
(2) 生きがいを実感できる地域社会づくり		
(3) 安心を実感できる地域社会づくり		
3 基本理念実現に向けた障がい者施策展開の基本的考え方	18
(1) 新しい豊かさモデル～「幸福実感日本一」の三重をめざして		

(2) 県民力による「協創」の三重づくり	
(3) 県民と「協創」するために	
(4) 基本理念実現に向けた障がい者施策展開の基本的考え方	
4 施策体系 21
第2編 重点的取組 22
第1章 雇用の場の拡大と就労への総合的支援 22
取組方向1 就労に向けた障がい者への支援 25
取組方向2 雇用の場の確保に向けた「福祉から就労へ」の支援 26
第2章 勇気と明日への活力につながる障がい者スポーツの環境整備 28
取組方向 障がい者スポーツを支える環境整備 29
第3章 ライフステージに応じた切れ目のない相談支援体制の充実・強化 31
取組方向1 相談支援体制の整備 33
取組方向2 相談支援ネットワークの構築 35
第4章 災害時に援助を必要とする障がい者への的確な対応 36
取組方向 障がいや施設の状態に応じた防災・減災対策 37
第3編 分野別施策 39
第1章 「共生社会を実感できる地域社会づくり」に向けた施策の基本的方向 40
1 障がいに対する理解の促進 40
(1) 啓発・広報の推進	
(2) 福祉教育の推進	
(3) ボランティア活動の促進	
2 社会参加の環境づくり 43
(1) 障がいに応じた活動支援	
(2) ユニバーサルデザインのネットワークづくりの推進と生活環境の整備	
(3) 情報・コミュニケーションの支援	
(4) 選挙等における配慮	
3 地域における生活基盤の充実 47
(1) 障がい福祉サービス等の基盤整備の促進	
(2) 地域生活移行に向けた環境整備	
4 権利の擁護 49

(1) 虐待防止に対する取組の強化	
(2) 権利擁護のための体制の充実	
第2章 「生きがいを実感できる地域社会づくり」に向けた施策 51
の基本的方向	
1 特別支援教育の充実 51
(1) 指導内容・相談支援体制の充実	
(2) 専門性の向上	
(3) 特別支援教育充実のための教育環境整備	
2 就労の促進 54
(1) 就労に向けた支援	
(2) 職場定着に向けた支援	
(3) 雇用の場の確保	
(4) 福祉的就労と多様な働き方への支援	
3 スポーツ・文化活動への参加機会の充実 57
(1) 障がい者スポーツの環境整備	
(2) 文化活動への参加機会の充実	
(3) バリアフリー観光の推進	
第3章 「安心を実感できる地域社会づくり」に向けた施策の基本的方向 60
1 障がい福祉サービス等の適切な提供 60
(1) 障がい福祉サービスの適切な提供	
(2) 福祉人材の育成・確保	
(3) 福祉用具の活用の推進	
(4) 経済的な支援	
2 相談支援体制の整備 64
(1) ニーズに対応したきめ細かな相談支援体制の充実	
(2) 地域における相談支援体制の充実	
(3) 専門的な相談支援体制の整備	
(4) 相談支援従事者等の人材育成	
3 保健・医療体制等の充実 68
(1) 障がいの早期発見と対応	
(2) 医療・リハビリテーションの充実	
(3) 療育の充実	
4 防災・防犯対策の推進 71
(1) 防災対策の推進	
(2) 防犯対策の推進	

第4編 地域生活移行・就労支援等に関する数値目標および指定 障害福祉サービス等の見込量 【10月31日障害保健福祉関係主管課長会議で示された「基本指 針改正案」により、検討中】	73
第5編 計画の推進	74
第1章 計画の推進体制	74
1 県における推進体制	74
2 さまざまな主体との「協創」	74
(1) 県の役割		
(2) 市町の役割		
(3) 団体の役割		
(4) 県民の役割		
第2章 計画の進行管理	75
1 年次報告の公表	75
2 進行管理	75
第3章 計画の見直し	76

第1編 計画策定の基本的方向

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

県では、平成18年度に、「障害者基本法」第11条第2項の規定による「三重県障害者プラン（第四次行動計画）」と、「障害者自立支援法」第89条第1項の規定による「三重県障害福祉計画（第一期計画）」を統合した「みえ障害者福祉プラン」を策定しました。

その後、「障害者自立支援法」による新制度への移行が完了する平成23年度末を見据えて、平成21年度から平成23年度までの3年間の第2期計画を策定しました。

このプランは、「希望するすべての障がい者が地域で暮らせる共生社会の実現」をめざし、具体的な施策と必要なサービスの提供体制の確保に関して定めた県の障がい者施策の基本方針を示すものです。また、数値目標を障がい者の地域移行や一般就労移行に関する項目等について設定し、その実現に向けて事業に取り組んできました。

この間、国においては、障がい者の権利の保障に関する国際的動向等をふまえ、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく共生する社会を実現することを目的に掲げるとともに、共生社会を実現するための基本原則を定めるほか、障がい者の自立および社会参加の支援等のための基本的施策等に関する規定の見直し等を行った改正障害者基本法が平成23年8月5日に公布・一部施行されたところです。

このような中で、第2期計画は、平成23年度で終期を迎えることから、第2期計画の検証を行うとともに、県における現状と課題をふまえ、「障害者基本法」や「障害者自立支援法」に基づく国の基本指針に即して、新たに「みえ障がい者共生社会づくりプラン（仮称）」を策定するものです。

図1 計画の策定経過

17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	みえ障害者福祉プラン 第1期計画			みえ障がい者福祉プラン 第2期計画			みえ障がい者共生社会づくり プラン（仮称）		
	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県障害者プラン 第四次計画 ・三重県障害福祉計画 第一期計画 			<ul style="list-style-type: none"> ・三重県障害者プラン 第五次計画 ・三重県障害福祉計画 第二期計画 			<ul style="list-style-type: none"> ・三重県障害者計画 ・三重県障害福祉計画 		

2 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

この計画は、「障害者基本法」第11条第2項に定める「都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（都道府県障害者計画）」、および「障害者自立支援法」第89条第1項に定める「市町障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（都道府県障害福祉計画）」として策定するものであり、県の障がい者施策の基本的方向を定めるものです。

また、この計画は、県の長期的な戦略計画である「みえ県民力ビジョン（仮称）」の趣旨を踏まえ、「みえ県民力ビジョン（仮称）」に掲げた障がい者施策を着実に推進するための個別計画です。

(2) 計画の性格

この計画は、県が県民との「協創」により取り組む障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策等を明らかにした計画です。

県民一人ひとりや民間事業者、関係団体においても、それぞれの立場で自らの判断と責任のもとで公共心を持って社会の一員として行動するための指針となることを期待するものです。

(3) 計画の対象

このプランにおける「障がい者」は、「障害者基本法」に定める「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害および社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」人を基本として考えます。

(4) 他の計画との関係

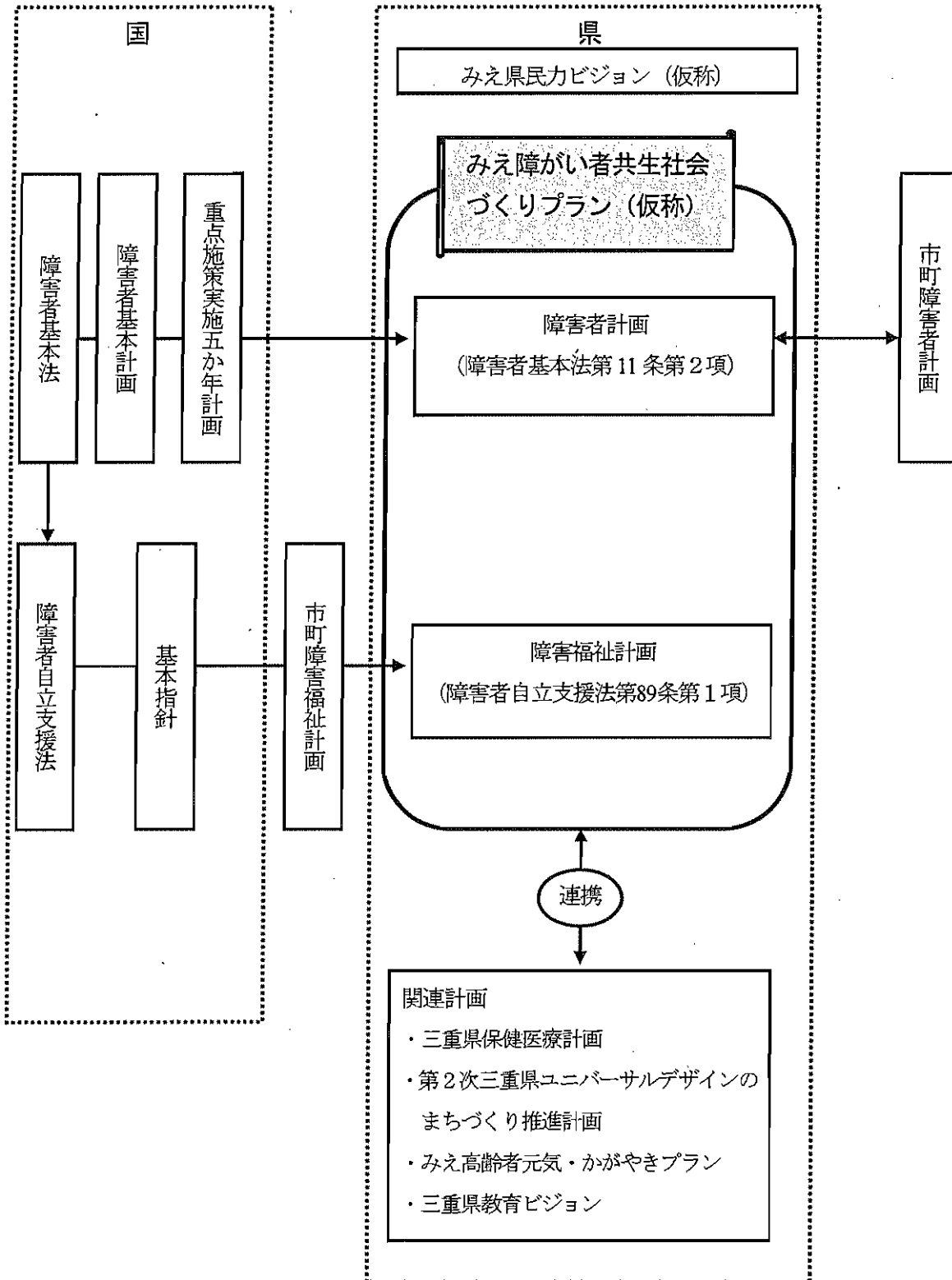
この計画は、「三重県保健医療計画」や「第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」、「みえ高齢者元気・かがやきプラン」、「三重県教育ビジョン」など、障がい者施策に関連した他の県の計画との整合を図っています。

(5) 計画の期間

計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

なお、この間の法制度の改正等に応じて、計画期間中の見直しについて柔軟に対応します。

計画の位置づけ



3 「みえ障がい者福祉プラン第2期計画」による取組成果

「みえ障がい者福祉プラン第2期計画」では、「希望するすべての障がい者が地域で暮らせる共生社会の実現」をめざし、「障がい者の自立支援」と「社会環境の整備」の2つの体系に整理し、取組を進めてきました。その取組結果と課題については、以下のとおりです。

(1) 「障がい者の自立支援」の取組結果と課題

①取組結果

障がい者の自立支援に向けて、「相談支援体制の充実・強化」、「くらしの安全安心、日中活動の場の確保」、「障がい者の地域移行の推進」、「障がい者の就労の促進」、「圏域単位のサービス基盤整備の促進」の5つの分野に取り組んできました。

「相談支援体制の充実・強化」においては、県内9か所の障害保健福祉圏域への総合相談支援センターの設置・運営、ネットワークの構築やエンパワメント研修の実施により、人材育成や県内全体の相談支援の充実および地域自立支援協議会の活性化などに取り組みました。

「くらしの安全安心、日中活動の場の確保」においては、「障害者自立支援法」に基づく障がい福祉サービス事業者の適切な指定やサービス提供の指導およびサービス管理責任者養成研修等の実施により、障がい福祉サービスの適切な提供や専門人材の育成などに取り組みました。

「障がい者の地域移行の推進」においては、障がい者などが自らの体験に基づいて他の障がい者などの相談に応じるピアカウンセラーの養成やグループホーム等の設置促進などにより、地域生活を支えるシステムづくりや住まいの場の確保などに取り組みました。

「障がい者の就労の促進」においては、就労サポート事業の実施や共同受注窓口の設置などにより、障がい者の就労や工賃の引き上げなどに取り組みました。

②課題

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、グループホームやケアホーム等の居住の場や日中活動の場の確保が求められています。

また、福祉的就労における工賃は依然として低く、就労の場の確保や多様な働き方の選択肢が提供される必要があります。

相談支援体制については、個々の障がい者のニーズに対応したサービスの組み合わせや地域での利用可能なサービスの選択など、個人の課題にきめ細かく対応するための仕組みづくりなどが求められます。

精神障がい者の支援については、長期在院者の社会的入院を解消するため、地域で生活できる仕組みづくりなどが求められます。

(2) 「社会環境の整備」の取組結果と課題

①取組結果

社会環境の整備に向けて、「障がいに対する理解の促進」、「障がい者の社会参加の促進」、「保健・医療体制の充実」、「経済的支援の充実」「学校教育における特別支援教育」の5つの分野に取り組んできました。

「障がいに対する理解の促進」においては、「障がい者の地域自立支援生活支援を考える」フォーラムの開催や児童生徒と障がい者との交流により、啓発の推進や福祉教育の推進などに取り組みました。

「障がい者の社会参加の促進」においては、障がい者の自立と社会参加の促進に向けて、障がいに応じた生活支援やコミュニケーション支援に取り組むことにより、障がい者の活動の場が広がりました。

「保健・医療体制の充実」においては、重症心身障がい児療育訓練の実施や高次脳機能障がい者生活支援事業の実施などにより、障がいの早期発見やリハビリテーションの充実などに取り組みました。

「学校教育における特別支援教育」においては、就労を希望する生徒の就労への意欲・関心の向上、就労先の開拓の強化、職場実習先の拡大を図るなど、能力や適性に応じた進路の実現など社会参加を図りました。

②課題

障がい者の自立と共生を図るためには、障がいの有無にかかわらず、相互理解の促進を図ることが求められています。

障がい者への情報保障や社会参加の機会が十分ではなく、地域で自分らしく生活できない障がい者が少なくないため、障がい者が安心して社会参加できる環境整備が必要です。

疾病や障がいの早期発見、早期治療による障がいの予防や障がい者の健康の維持と自立を支援するための医療・リハビリテーションが必要です。

特別支援学校では、高等部における職業教育の充実や関係機関と連携した支援の充実が求められています。

(3) 新たな課題への対応

平成23年8月5日に公布・一部施行された改正障害者基本法において、「障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策」として、「療育」「防災及び防犯」「消費者としての障害者の保護」「選挙等における配慮」等が新たに位置づけられました。これら新たに基本的施策に位置づけられた課題に対し、的確に対応していく必要があります。

第2章 三重県の障がい者を取り巻く基本的な状況

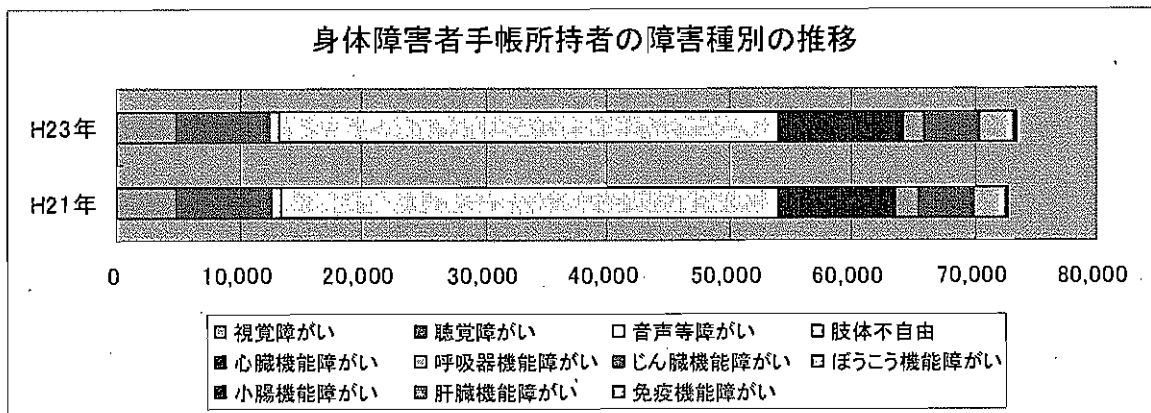
1 障がい児および障がい者の状況

(1) 身体障がい児・者の現状

三重県において、平成23年4月1日現在の身体障害者手帳の交付を受けている人の総数は、73,559人で、平成21年4月1日現在と比較すると811人増加しています。また、県人口に占める割合は3.98%となっています。

障がい種別ごとにみると、肢体不自由が最も多く、40,737人と全体の55.4%を占めています。心臓機能障がいの10,198人(13.9%)、聴覚障がいの7,581人(13.3%)、視覚障がいの4,761人(6.5%)と続きます。

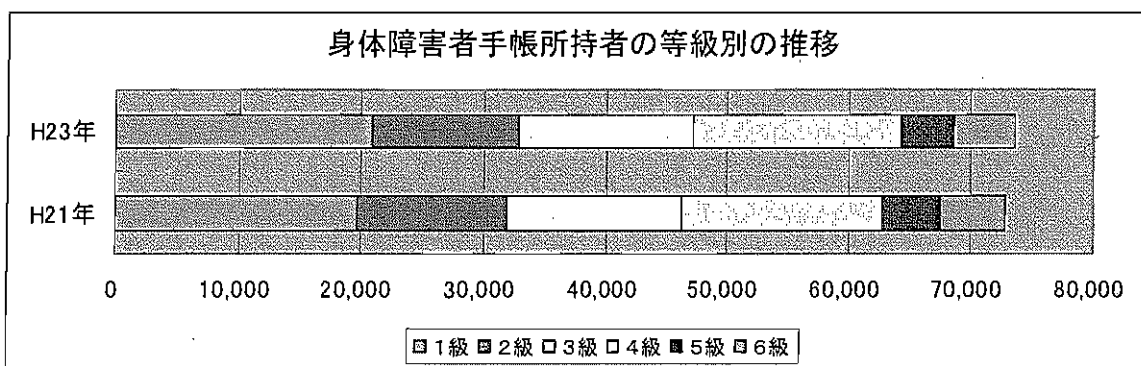
障がいの程度を等級別にみると、重度障がいの1級が20,878人(28.4%)、2級が11,966人(16.3%)と、身体障がい者総数の44.6%を占めています。



	視覚障がい	聴覚障がい	音声等障がい	肢体不自由	心臓機能障がい	呼吸器機能障がい	じん臓機能障がい	ぼうこう機能障がい	小腸機能障がい	肝臓機能障がい	免疫機能障がい	計
H23	4,761	7,581	861	40,737	10,198	1,712	4,587	2,766	81	147	128	73,559
H21	4,861	7,696	831	40,613	9,601	1,801	4,473	2,708	67	97	97	72,748

※各年4月1日現在

※単位：人



	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
H23	20,878	11,966	14,363	16,950	4,315	5,087	73,559
H21	19,721	12,205	14,344	16,398	4,750	5,330	72,748

※各年4月1日現在

※単位：人

障がいの種類別・程度別にみた身体障がい者数

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障がい	1,770	1,280	420	381	514	396	4,761
	(37.2)	(26.9)	(8.8)	(8.0)	(10.8)	(8.3)	(100)
聴覚障がい	378	1,982	1,140	1,270	37	2,774	7,581
	(5.0)	(26.1)	(15.0)	(16.8)	(0.5)	(36.6)	(100)
音声等障がい	24	98	444	295	0	0	861
	(2.8)	(1.3)	(5.9)	(3.9)	(0.0)	(0.0)	(100)
肢体不自由	7,466	8,371	8,772	10,447	3,764	1,917	40,737
	(18.3)	(20.5)	(21.5)	(25.6)	(9.2)	(4.7)	(100)
内部障がい	11,240	235	3,587	4,557	0	0	19,619
	(57.3)	(1.2)	(18.3)	(23.2)	(0.0)	(0.0)	(100)

※平成23年4月1日現在

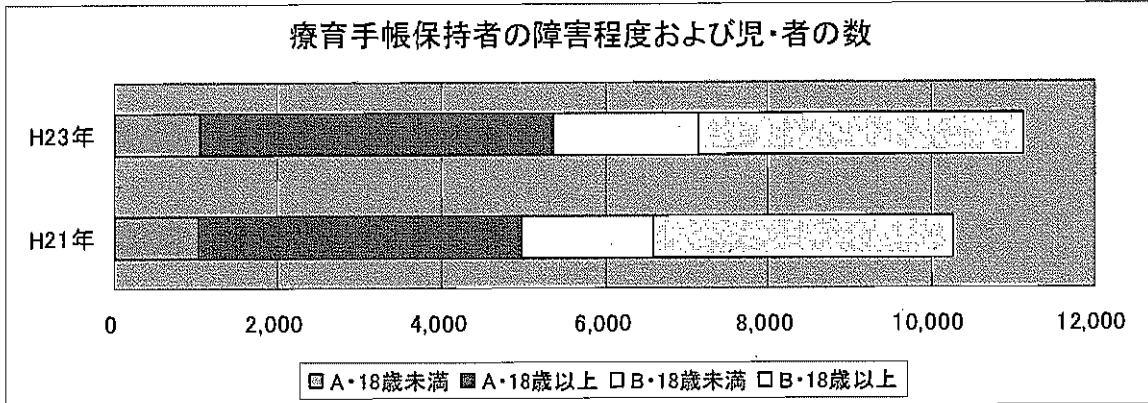
※上段 単位：人

※下段 障がい種類別の障がい者数に占める障がい程度別にみた障がい者数の割合 (%)

(2) 知的障がい児・者の現状

三重県において、平成23年4月1日現在の療育手帳の交付を受けている人の総数は、11,119人で、平成21年4月1日現在と比較すると857人増加しています。また、県人口に占める割合は0.60%となっています。

障がいの程度別にみると、療育手帳A(重度)所持者は5,362人と全体の48.2%となっており、平成21年度と比較すると0.3ポイント減少していますが、総数は390人増加しています。



	A 18歳未満	A 18歳以上	B 18歳未満	B 18歳以上	計
H23	1,052	4,310	1,793	3,964	11,119
H21	1,027	3,945	1,618	3,672	10,262

※各年4月1日現在

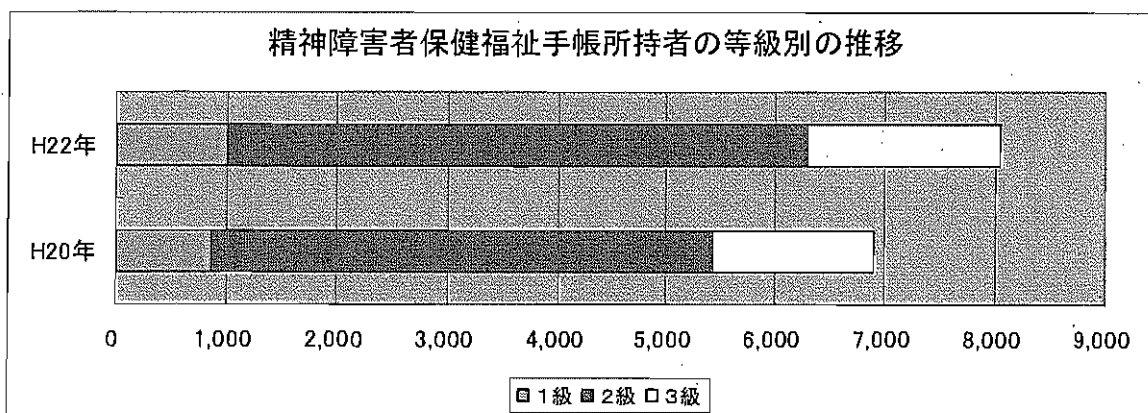
※単位：人

(3) 精神障がい者の現状

三重県における精神科病院入院患者は、4,508人(平成22年6月30日現在)、通院患者(自立支援医療(精神通院)受給者)は、22,418人(平成23年3月31日現在)で、合計約27,000人となっています。一方、平成22年度末現在で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人の総数は、8,033人となっています。

精神科病院の入院患者の在院期間は、1年未満の入院患者が32%、1年以上5年未満が29%、5年以上10年未満が14%、10年以上20年未満が12%、20年以上が13%となっています。

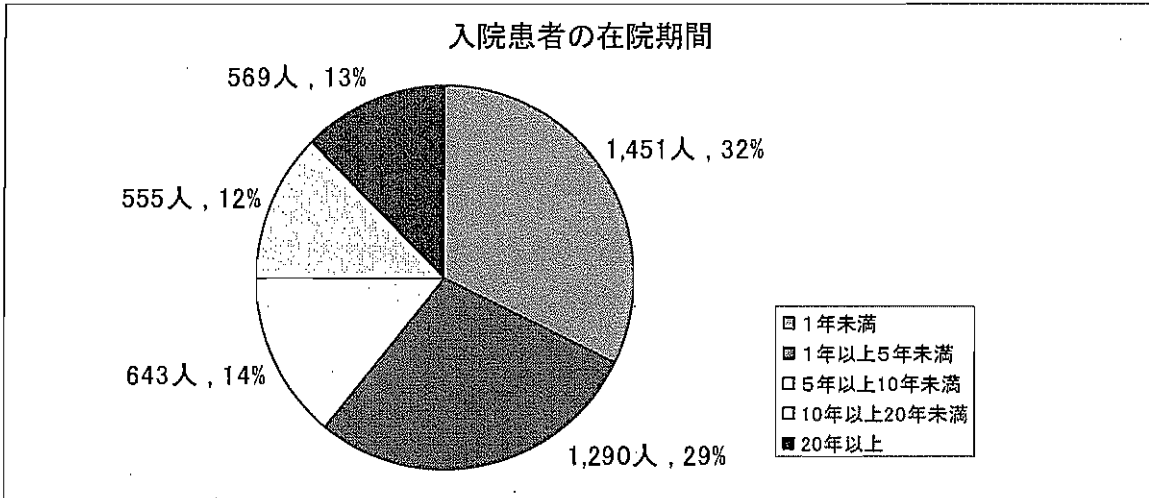
入院患者を疾患別で見ると、統合失調症が62.4%と半数以上を占め、次に器質性精神障がい18.4%、気分障がい7.9%となっています。一方、通院患者(自立支援医療(精神通院)受給者)では、気分障がい38.5%、統合失調症28.5%、神経性障がい9.1%となっています。



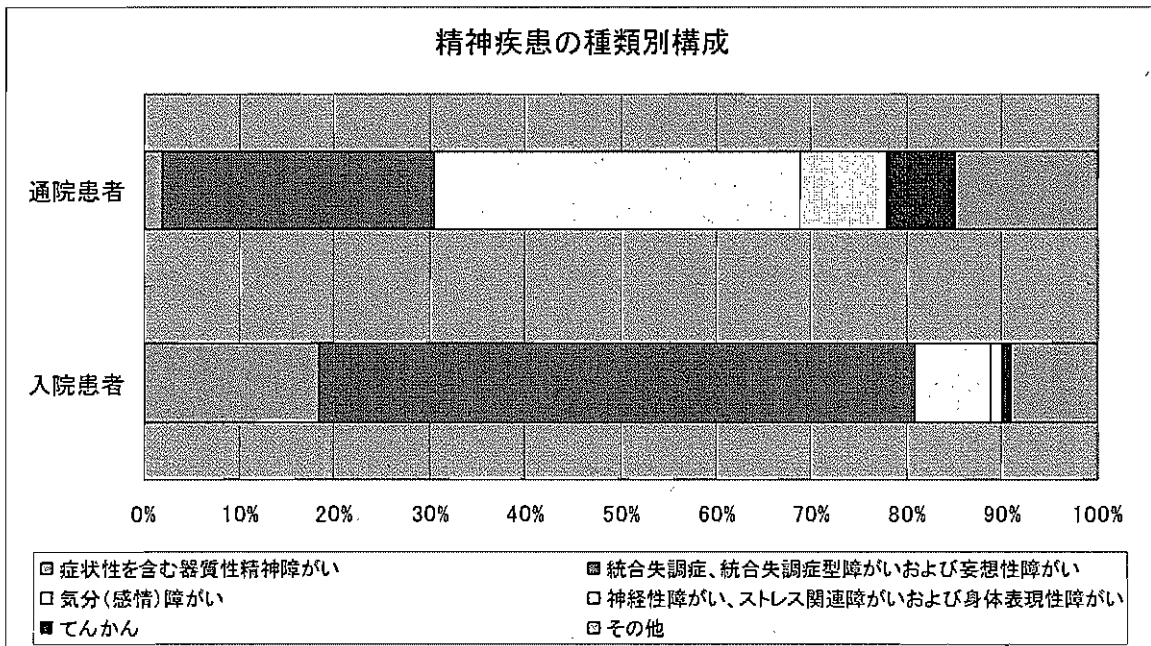
	1級	2級	3級	計
H22年	1,010	5,281	1,742	8,033
H20年	857	4,567	1,466	6,890

※各年3月31日現在

※単位：人



※平成 22 年 6 月 30 日現在



	入院患者	通院患者
症状性を含む器質性精神障がい	831	417
統合失調症、統合失調症型障がいおよび妄想性障がい	2,815	6,312
気分(感情)障がい	355	8,528
神経性障がい、ストレス関連障がいおよび身体表現性障がい	56	2,017
てんかん	39	1,568
その他	412	3,306
計	4,508	22,148

※入院患者：平成 22 年 6 月 30 日現在、通院患者：平成 23 年 3 月 31 日現在

※単位：人

(4) 難病患者の現状

「難病対策要綱」(昭和47年厚生省)によると、難病は、「(1)原因不明で治療方法が未確立であって、かつ後遺症を残すおそれの少ない疾患、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾患」とされています。

三重県において、平成22年度の特定疾患受給者の総数は、11,641人で、前年度と比較すると703人増加しています。

疾患別にみるとパーキンソン病関連疾患が最も多く、1,887人と全体の16.2%を占めています。潰瘍性大腸炎の1,839人(15.8%)、強皮症、皮膚筋炎および多発性筋炎の849人(7.3%)、全身性エリテマトーデスの738人(6.3%)と続きます。

疾患別特定疾患受給者数の推移

疾患名	H20年度	H21年度	H22年度	H22年度
	受給者数	受給者数	受給者数	比率
1 ベーチェット病	230	231	243	2.1%
2 多発性硬化症	196	222	227	2.0%
3 重症筋無力症	211	222	230	2.0%
4 全身性エリテマトーデス	707	727	738	6.3%
5 スモン	33	31	30	0.3%
6 再生不良性貧血	162	160	164	1.4%
7 サイコイドーシス	249	262	274	2.4%
8 筋萎縮性側索硬化症	161	145	159	1.4%
9 強皮症、皮膚筋炎および多発性筋炎	803	816	849	7.3%
10 特発性血小板減少性紫斑病	417	430	443	3.8%
11 結節性動脈周囲炎	94	110	109	0.9%
12 潰瘍性大腸炎	1,571	1,697	1,839	15.8%
13 大動脈炎症候群	80	78	80	0.7%
14 ビュルガー病	83	81	84	0.7%
15 天疱瘡	79	76	75	0.6%
16 脊髄小脳変性症	357	358	366	3.1%
17 クローン病	390	411	439	3.8%
18 難治性の肝炎のうち劇症肝炎	4	3	0	0.0%
19 悪性関節リウマチ	104	105	97	0.8%
20 パーキンソン病関連疾患	1,725	1,773	1,887	16.2%
21 アミロイドーシス	31	30	24	0.2%
22 後縦靭帯骨化症	650	666	701	6.0%

第1編 計画策定の基本的方向

	疾患名	H20年度	H21年度	H22年度	H22年度
		受給者数	受給者数	受給者数	比率
23	ハンチントン病	13	14	17	0.1%
24	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	139	151	162	1.4%
25	ウェゲナー肉芽腫症	21	20	21	0.2%
26	特発性拡張型(うっ血)心筋症	567	576	607	5.2%
27	多系統萎縮症	167	154	150	1.3%
28	表皮水疱症(接合部型および栄養障害型)	4	4	4	0.0%
29	膿疱性乾癬	28	31	30	0.3%
30	広範脊柱管狭窄症	60	64	63	0.5%
31	原発性胆汁性肝硬変	359	375	402	3.5%
32	重症急性膵炎	31	8	15	0.1%
33	特発性大腿骨頭壊死症	101	104	117	1.0%
34	混合性結合組織病	117	119	129	1.1%
35	原発性免疫不全症候群	10	11	11	0.1%
36	特発性間質性肺炎	82	79	104	0.9%
37	網膜色素変性症	341	341	353	3.0%
38	プリオン病	7	9	12	0.1%
39	肺動脈性肺高血圧症	22	19	25	0.2%
40	神経線維腫症	35	32	33	0.3%
41	亜急性硬化性全脳炎	3	3	3	0.0%
42	バッド・キアリ症候群	8	6	5	0.0%
43	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	14	19	23	0.2%
44	ライソゾーム病(ファブリー病含む)	11	12	14	0.1%
45	副腎白質ジストロフィー	4	4	5	0.0%
46	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)		1	1	0.0%
47	脊髄性筋萎縮症		1	1	0.0%
48	球脊髄性院萎縮症		3	9	0.1%
49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎		34	54	0.5%
50	肥大型心筋症		13	27	0.2%
51	拘束型心筋症		0	0	0.0%
52	ミトコンドリア病		4	9	0.1%
53	リンパ脈管筋腫症(LAM)		2	3	0.0%
54	重症多形滲出性紅斑(急性期)		0	4	0.0%
55	黄色靱帯骨化症		4	22	0.2%
56	間脳下垂体機能障害		87	148	1.3%
	合計	10,481	10,938	11,641	100.0%

(5) 発達障がい児・者の現状

「発達障害者支援法」によると、発達障がいは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」とされています。

県内に2か所設置している自閉症・発達障害支援センターにおける相談状況を見ると、相談者数は749人で、疾患別では、自閉症（知的障がいを伴う者）が167人で最も多く、広汎性発達障がい（知的障がいを伴う者）96人、アスペルガー症候群76人となっています。

発達障がい児・者数

発達障がい児(者) 年齢層	人
0～6歳	95
7～12歳	317
13～18歳	129
19歳以上	178
不明	30
計	749

障がい種別(医師による診断名でカウント)	人
自閉症（知的障がいを伴う者）	167
自閉症（知的障がいの有無不明）	1
高機能自閉症	34
アスペルガー症候群	76
広汎性発達障がい（知的障がいを伴う者）	96
広汎性発達障がい（知的障がいの有無不明）	33
高機能広汎性発達障がい	28
注意欠陥多動性障がい（ADHD）	32
学習障がい（LD）	6
その他（発達性言語障がい等）	97
不明（未診断も含む）	179
計	749

※平成22年度

(6) 重症心身障がい児・者の現状

「児童福祉法」によると、重症心身障がい児・者は、「重度の知的障害および重度の肢体不自由が重複している児童（者）」とされています。

県内の療育状況をみると、重症心身障害児施設の入所者は155人（平成23年8月1日現在）となっています。

参考

重症心身障害児施設（児童福祉法）

鈴鹿病院 定員 120人

三重病院 定員 42人

なでしこ 定員 30人

指定療養介護事業所（障害者自立支援法）

鈴鹿病院 定員 100人（進行性筋萎縮症児・者）

なでしこ 定員 20人

※平成23年4月1日現在

(7) 高次脳機能障がい者の現状

高次脳機能障がいは、頭部外傷、脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいが生じるものです。

県内の広域的な専門的相談支援として、高次脳機能障がい支援普及事業を行っている三重県身体障害者総合福祉センターの新規相談者を疾患別にみると、脳血管障がいが37人と最も多く、外傷性脳損傷が28人となっています。

高次脳機能障がいの相談支援状況

(平成22年度)

新規相談者	67人	男性50人、女性17人
平均年齢	43.8歳	
相談件数	896件	電話相談を除く

新規相談者の原因疾患

(平成22年度)

外傷性脳損傷	28人
脳血管障害	37人
脳腫瘍	2人
低酸素脳症	3人
脳炎	0人
その他	3人
計	67人

(重複あり)

2 障がい者を取り巻く環境変化

(1) 国際的な動向

国連では、障がいのある人の権利に関して、「精神遅滞者の権利に関する宣言」(昭和46年)、「障害者の権利に関する宣言」(昭和50年)、「障害者に関する世界行動計画」(昭和57年)、「障害者の機会均等に関する標準規則」(平成5年)を始めとするいくつもの宣言・決議が採択されてきましたが、これらの宣言・決議は法的拘束力を持つものではありませんでした。

このようななか、平成18年12月に「全ての障害者によるあらゆる人権および基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、および確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的とした「障害者の権利に関する条約」が国連総会で採択され、平成20年5月に発効しました。

日本は、平成19年9月に条約に署名を行い、現在、可能な限り早期の締結をめざして、検討が行われているところです。

(2) 国内の動向

平成21年12月、「障害者の権利に関する条約」の締結のために必要な国内法の整備を始めとする国内の障がい者に係る制度の集中的な改革を行い、関係行政機関の相互間の緊密な連携を確保しつつ、障がい者施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、そのもとで障がい当事者を中心とする「障がい者制度改革推進会議」が平成22年1月から開催され、制度改革に向けた精力的な検討が行われています。

障がい者制度改革推進会議では、平成22年6月7日に第一次意見「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」がとりまとめられ、この意見を最大限に尊重し、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」が平成22年6月29日に閣議決定されました。この中で、「基礎的な課題における改革の方向性」として、①地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築(障がい者が自ら選択する地域への移行支援や移行後の生活支援の充実、平等な社会参加・参画を柱に据えた施策の展開、虐待のない社会づくり)、②障がいのとらえ方と諸定義の明確化(障がいの定義の見直し、合理的配慮が提供されない場合を含む障がいを理由とする差別や手話その他の非音声言語の定義の明確化)が掲げられました。また、「横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方」および「個別分野における基本的方向と今後の進め方」が示されました。

また、平成22年12月には「障害者基本法」の改正内容に関する第二次意見が取りまとめられ、この意見をふまえた「障害者基本法の一部を改正する法律」が平成23年8月5日に公布・一部施行されました。この改正により、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔て

られることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが目的とされたほか、障がい者の定義の見直しや差別の禁止などが新たに設けられました。

今後、閣議決定された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」に基づき、平成25年度までに障がい者制度の集中的な改革が行われることとなります。

【参考】障がい者施策関連の動き

- 平成21年12月8日 障がい者制度改革推進本部設置（閣議決定）
- 平成21年12月15日 障がい者制度改革推進本部（第1回）開催
- 平成22年1月12日 障がい者制度改革推進会議（第1回）開催
- 平成22年6月7日 「障がい者制度改革推進会議」が第一次意見「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」とりまとめ
- 平成22年6月29日 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」閣議決定
- 平成22年12月10日 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」公布（障害者自立支援法等の改正）
- 平成22年12月17日 「障がい者制度改革推進会議」が第二次意見「障害者制度改革の推進のための第二次意見」とりまとめ
- 平成23年3月11日 「障がい者制度改革推進本部」が障害者基本法改正案を決定
- 平成23年6月24日 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）の公布
- 平成23年8月5日 「障害者基本法の一部を改正する法律」公布・一部施行
- 平成23年8月30日 「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」が「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」とりまとめ

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

障がい者が、障がいのない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できるよう、社会全体で支える取組を進め、障がい者が地域において自立した生活を営み、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会の実現をめざします。

2 基本的視点

(1) 共生社会を実感できる地域社会づくり

障がいによる不利益が個人や家族の責任ではなく、障がいの有無にかかわらず共に生きていく社会が自然であることが理解される「共生社会を実感できる地域社会づくり」をめざします。

(2) 生きがいを実感できる地域社会づくり

自らの能力を生かしながら、自分の人生をデザインし、いきいきと生活できる「生きがいを実感できる地域社会づくり」をめざします。

(3) 安心を実感できる地域社会づくり

障がい者が、どこで誰と生活するかについての選択の機会が保障され、また、あらゆる分野の活動に参加する機会が保障されるために必要な支援が提供される「安心を実感できる地域社会づくり」をめざします。

3 基本理念実現に向けた障がい者施策展開の基本的考え方

(1) 新しい豊かさモデル～「幸福実感日本一」の三重をめざして

県では、新しい三重づくりを、安全・安心を脅かすものに備え、今ある力の発揮と新しい力の開拓によって可能となるものと位置づけ、県民力による「協創」で行うこととしています。

こうした三重づくりに、県民一人ひとりが自立し行動する主体として、自分自身の人生をデザインし、それぞれの立場で参画すること、そのこと自体で幸福を実感することができると考えています。

新しい豊かさとは、自ら力を発揮する機会を見だし、主体的に社会づくりに関わることによって得られるものと考えます。

(2) 県民力による「協創」の三重づくり

新しい三重は、次の三つのことがイメージされる社会です。

まずは、さまざまな生活のリスクに対して、社会全体で備える仕組みが整い、住み慣れた地域で安心して暮らせることです。このことがあって、私たちは自らの夢や希望の実現に向けて行動することができます。

次に、私たち一人ひとりが、人生のステージに応じて、自らの未来を切り拓くために必要な能力を身につけ、個性や能力を発揮して自由に生き方を選択し、地域の中で活動できることです。

最後に、三重という地域が強みを生かして発展し、私たちの生活や地域の活力を支える産業が活発であり、働きがいのある仕事に就くことができることです。

県民一人ひとりが「公」を担う主体として自立し、行動することで、協働による成果を生み出し、新しいものを創造していくことを「協創」と呼び、みんなで力を合わせて新しい三重を創る「県民力による協創の三重づくり」を進めていきたいと考えます。

(3) 県民と「協創」するために

これからの県政は、県民の皆さんを、サービスの受け手（顧客）としてとらえるのと同じ重みで、新しい三重づくりの主体としてとらえます。県民一人ひとりが社会の担い手として参画し、活動でき、その上で成果を生み出せるように、事業を展開していく必要があります。

(社会への参画をサポートします)

県民一人ひとりが自らの意欲と能力に応じて、積極的に社会に参画することができるよう、自立し行動する県民となるための支援を行います（県民力養成支援）。

さまざまな事情から社会で十分に力を発揮できないでいる県民の皆さんも、自分らしく生き、社会で活動することができるよう、社会全体で支え、全ての県民の皆さんとの「協創」の取組を進めることをめざします。

(絆づくりをサポートします)

県民の皆さんがさまざまなつながり、絆のもとに、社会で活動することが広がるよう、仲間と一緒に社会をよくする取組への支援を行います（県民力拡大支援）。

企業や団体の行う社会貢献活動、NPOや社会起業家による取組など、さまざまな主体の行う「公」を担う活動を結びつけ、活動の輪を広げていきます。

(活躍できる場を増やします)

県民の皆さんが主体として活躍できる場が増えるよう、これまで県が主導してきた場を開放していくなど、県の事業のあり方を見直します（県民力発揮支援）。

参画のモチベーションが高まり、持続的な活動につながるよう、県民の皆さんと一緒に取り組んだ事業の成果についても共有する取組を進めます。

（４）基本理念実現に向けた障がい者施策展開の基本的考え方

県では、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」という基本理念を、県民力による「協創」により実現したいと考えています。

障がい者も自分らしく生き、社会で活動することができるよう、社会全体で支える取組を進めることにより、障がいのある方もない方も全ての県民の皆さんとの「協創」により基本理念の実現をめざします。

4 施策体系

基本理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現	重点的取組		
	1 雇用の場の拡大と就労への総合的支援		
	2 勇気と明日への活力につながる障がい者スポーツの環境整備		
	3 ライフステージに応じた切れ目のない相談支援体制の充実・強化		
	4 災害時に援助を必要とする障がい者への的確な対応		
	施策体系		
	基本的視点	施策	事業
	「共生社会を 実感できる 地域社会づくり」 に向けた 施策	1 障がいに対する理解の促進	(1)啓発・広報の推進 (2)福祉教育の推進 (3)ボランティア活動の促進
		2 社会参加の環境づくり	(1)障がいに応じた活動支援 (2)ユニバーサルデザインのネットワークづくりの推進と生活環境の整備 (3)情報・コミュニケーションの支援 (4)選挙等における配慮
		3 地域における生活基盤の充実	(1)障がい福祉サービス等の基盤整備の促進 (2)地域生活移行に向けた環境整備
		4 権利の擁護	(1)虐待防止に対する取組の強化 (2)権利擁護のための体制の充実
	「生きがいを実感できる 地域社会づくり」 に向けた 施策	1 特別支援教育の充実	(1)指導内容・相談支援体制の充実 (2)専門性の向上 (3)特別支援教育充実のための教育環境整備
		2 就労の促進	(1)就労に向けた支援 (2)職場定着に向けた支援 (3)雇用の場の確保 (4)福祉的就労と多様な働き方への支援
		3 スポーツ・文化活動への参加機会の充実	(1)障がい者スポーツの環境整備 (2)文化活動への参加機会の充実 (3)バリアフリー観光の推進
	「安心を実感できる地域 社会づくり」 に向けた 施策	1 障がい福祉サービス等の適切な提供	(1)障がい福祉サービスの適切な提供 (2)福祉人材の育成・確保 (3)福祉用具の活用の推進 (4)経済的な支援
2 相談支援体制の整備		(1)ニーズに対応したきめ細かな相談支援体制の充実 (2)地域における相談支援体制の充実 (3)専門的な相談支援体制の整備 (4)相談支援従事者等の人材育成	
3 保健・医療体制等の充実		(1)障がいの早期発見と対応 (2)医療・リハビリテーションの充実 (3)療育の充実	
4 防災・防犯対策の推進		(1)防災対策の推進 (2)防犯対策の推進	

第2編 重点的取組

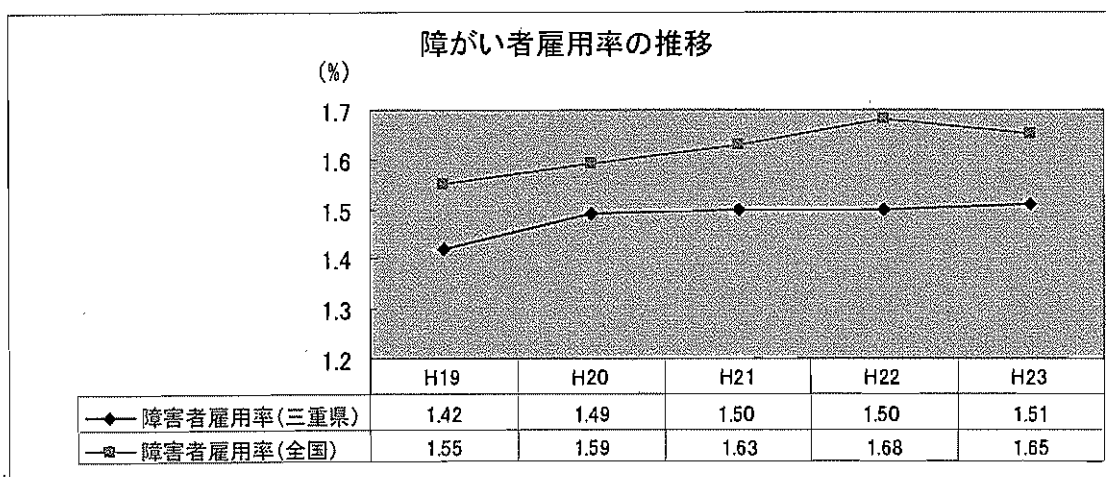
第1章 雇用の場の拡大と就労への総合的支援

解決すべき課題

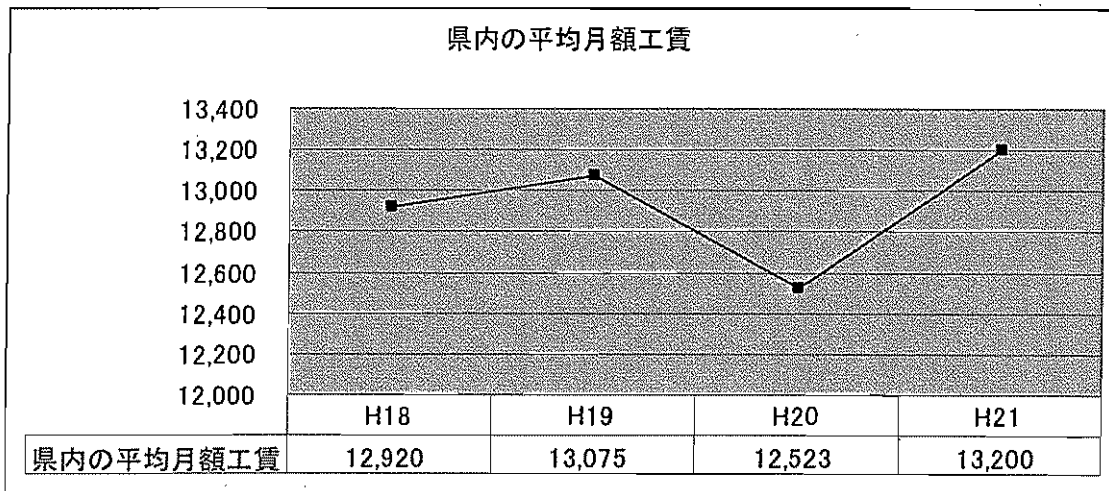
- ⚡ 三重県の障がい者の民間企業における実雇用率は、1.51%（平成23年6月1日現在）と依然低調であり、一般就労に向けた障がい者への支援に一層取り組む必要があります。
- ⚡ 一般就労が困難である障がい者の福祉事業所における県内の平成21年度の平均月額工賃は13,000円台であり、地域生活を行う障がい者の経済的基盤はきわめて脆弱な状況です。
- ⚡ 障がい者の雇用経験のない事業所への雇用の促進、新たな分野での雇用の場の拡大に加え、新たな社会的就労制度の創設など雇用の場の確保に取り組む必要があります。

現状

- ⚡ 三重県の一般民間企業における障がい者雇用率は、法定雇用率（1.8%）を下回っており、平成23年度の一般民間企業における障がい者雇用率は、1.51%で全国46位となっています。



4. 障がい者の福祉事業所における県内の平均月額工賃は、平成18年度の12,920円から平成21年度は13,200円となっており、2.2%の増となっておりますが、全国平均(16,892円)を下回っています。



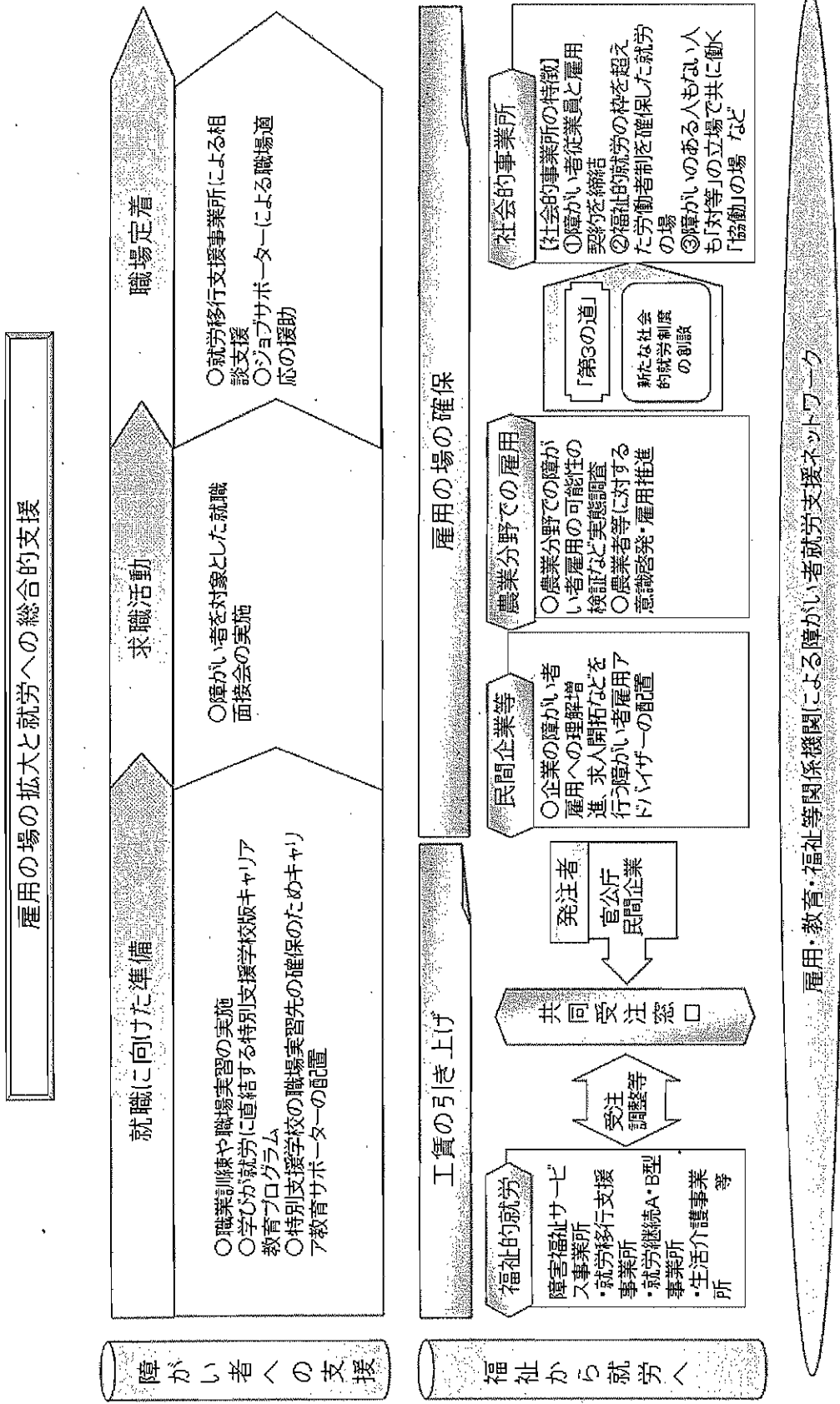
プランにおける到達目標

目標	現状値 (H22)	H24	H25	H26
雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数	50人	60人	65人	70人

[数値目標の説明]

- ・就労サポート事業、障がい者就労支援講座、県での職場実習事業等を通じて、雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数 (健康福祉部障害福祉室)

重点的取組の方向



取組方向1 就労に向けた障がい者への支援

障がい者の就労に向け、就職に向けた準備、求職活動、職場定着などそれぞれのステージごとに、個々の障がい特性をふまえたきめ細かい総合的な支援を行います。

(1) 就職に向けた準備への支援

- ✚ 障がい者が就職に必要な技能を身につけることができるよう、民間事業所への委託等による職業訓練を行います。(生活・文化部勤労・雇用支援室)
- ✚ 職場実習により障がい者が自らの職業適性を把握し、職業選択をスムーズに行うことができるよう、短期の実習事業を行います。(生活・文化部勤労・雇用支援室)
- ✚ 特別支援学校の生徒等の障がいを持った生徒の職業意識を醸成させるとともに、卒業後の職業選択がスムーズに行われるよう職場実習訓練を行います。(生活・文化部勤労・雇用支援室)
- ✚ 特別支援学校の教育課程の改編を進め、職業に関するコース制の導入、早期からの職場実習の実施、職種と本人の適性のマッチングを図る職業適性アセスメントの実施など、学びが就労に直結する特別支援学校版キャリア教育プログラムを構築します。(教育委員会特別支援教育室)
- ✚ 特別支援学校の生徒が、職場実習先を自己選択・決定できる受入企業を十分に確保するため、福祉圏域別にキャリア教育サポーターを配置するなど、企業経験豊かな外部人材を活用して、職域開拓をさらに充実します。(教育委員会特別支援教育室)

(2) 求職活動への支援

- ✚ 障がい者を対象とした就職面接会を実施し、障がい者の就労につなげます。(生活・文化部勤労・雇用支援室)

(3) 職場定着への支援

- ✚ 就労の定着化に向けて、就労支援事業所等の職員が就職後の相談支援や職場との調整を行うとともに、就労支援講座を開催し、障がい者の就労を支援します。(健康福祉部障害福祉室)
- ✚ 障がい者の職場適応を援助するジョブサポーターの活動を支援し、障がい者の雇用の継続を図ります。(生活・文化部勤労・雇用支援室)

取組方向2 雇用の場の確保に向けた「福祉から就労へ」の支援

障がい者の雇用の場の確保や工賃の引き上げに向け、民間企業における雇用機会の拡大や新たな分野における雇用の創出、共同受注窓口の設置による安定的な受注の確保等に取り組みます。

(1) 共同受注窓口の設置等工賃倍増に向けた取組

- ✚ 複数の事業所で共同して受注、品質管理を目的とした取組を実施することにより、安定的な受注を確保し工賃の引き上げを図る「共同受注窓口」を設置します。(健康福祉部障害福祉室)
- ✚ 就労支援事業所等の工賃は依然として低い水準にあるため、経営コンサルタントなどを派遣することによりその改善を支援します。(健康福祉部障害福祉室)

(2) 雇用の場の確保

①民間企業等における雇用の場の確保

- ✚ 障がい者雇用アドバイザーを配置し、企業の障がい者雇用への理解増進、求人開拓などを行い、障がい者の雇用を支援します。(生活・文化部勤労・雇用支援室)
- ✚ 行政機関における知的障がい者および精神障がい者の雇用の実現と県職員の障がい者に対する理解の促進を図るため、県の機関における知的障がい者および精神障がい者の職場実習の機会を拡大し、事例集積を図るとともに支援のガイドづくり等を行います。(健康福祉部障害福祉室)
- ✚ 県立学校および県教育委員会事務局において、障がい者が担える業務を再構築し、多様な働き方によるモデル的な雇用に取り組みます。(教育委員会人材政策室)

②農業分野における雇用の場の確保

- ✚ 農業分野での障がい者雇用の可能性を検証するため、県内で障がい者を雇用する経営体や農業に参入する福祉事業所の実態調査、障がい者が携わる農作業・労働条件等の調査などを行います。(農水商工部農業経営室)
- ✚ 雇用を創出するため、農業者・農業法人に対する意識啓発・雇用推進、福祉事業所の農業参入に向けた技術・経営支援、農業知識を有した福祉指導者の育成、農作業あっせんの体系化などを行います。(農水商工部農業経営室)
- ✚ 農業分野での障がい者の雇用拡大には、障がいの特性に応じた労働環境等の改善や工夫が必要であるため、雇用拡大をめざす福祉事業所・経営体等からの提

案により、雇用拡大の推進に必要な現地課題を洗い出すとともに、現地実証の実施と検証を行います。(農水商工部農業経営室)

- ✦ 地域で実践した雇用構築モデルプラン、県内の実態調査結果、先進地事例調査結果などを評価検証します。また、他の福祉事業所・農業経営体への連鎖を醸成するための推進資料を作成します。(農水商工部農業経営室)

③社会的事業所の設置による雇用の場の確保

- ✦ 障がい者の多様な働き方の一つとして、生活指導、健康管理等に配慮した環境のもとで障がいの有無にかかわらず、対等な立場で共に働ける新しい職場形態である「社会的事業所」の運営を支援します。(健康福祉部障害福祉室)

④各分野の連携による障がい者就労支援ネットワークの構築

- ✦ 三重県における障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための各部局連携組織である「三重県障がい者支援施策総合推進会議」等により、雇用・教育・福祉等の各分野が連携し、総合的に障がい者の就労を支援します。(健康福祉部障害福祉室)

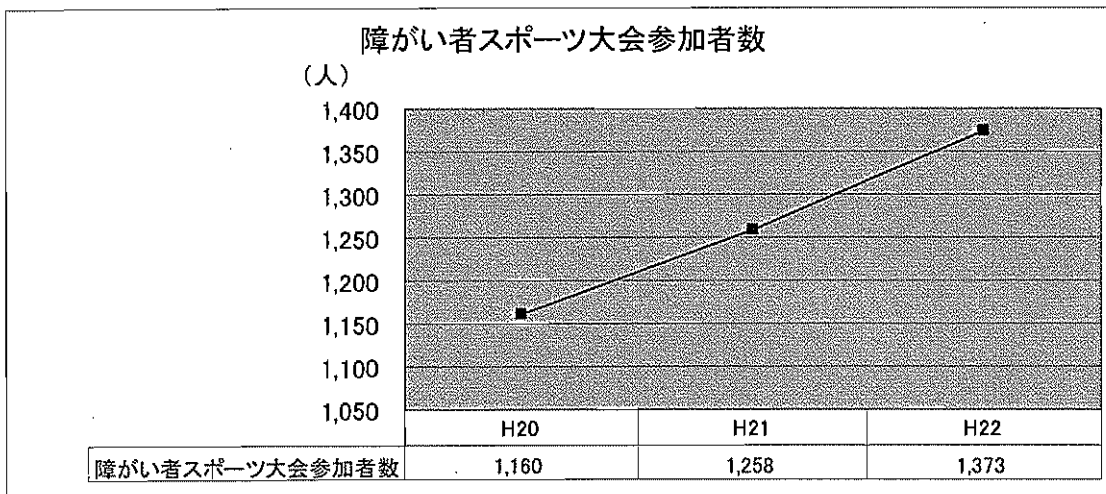
第2章 勇気と明日への活力につながる障がい者スポーツの環境整備

解決すべき課題

- 三重県では、障がい者が自己の能力を生かしたスポーツに挑戦することのできる環境が十分ではなく、障がい者スポーツをする人、支える人、それぞれに誰でも参加しやすい環境を整備していく必要があります。
- 平成33年に三重県での開催をめざしている全国障害者スポーツ大会に向けて、競技別の障がい者スポーツ組織の育成、競技人口の増加、団体競技のチームの結成が必要となっています。

現状

- 県が主催する障がい者スポーツ参加者数は、平成20年度の1,160人から平成22年度には1,373人となっており、約2割増加しています。



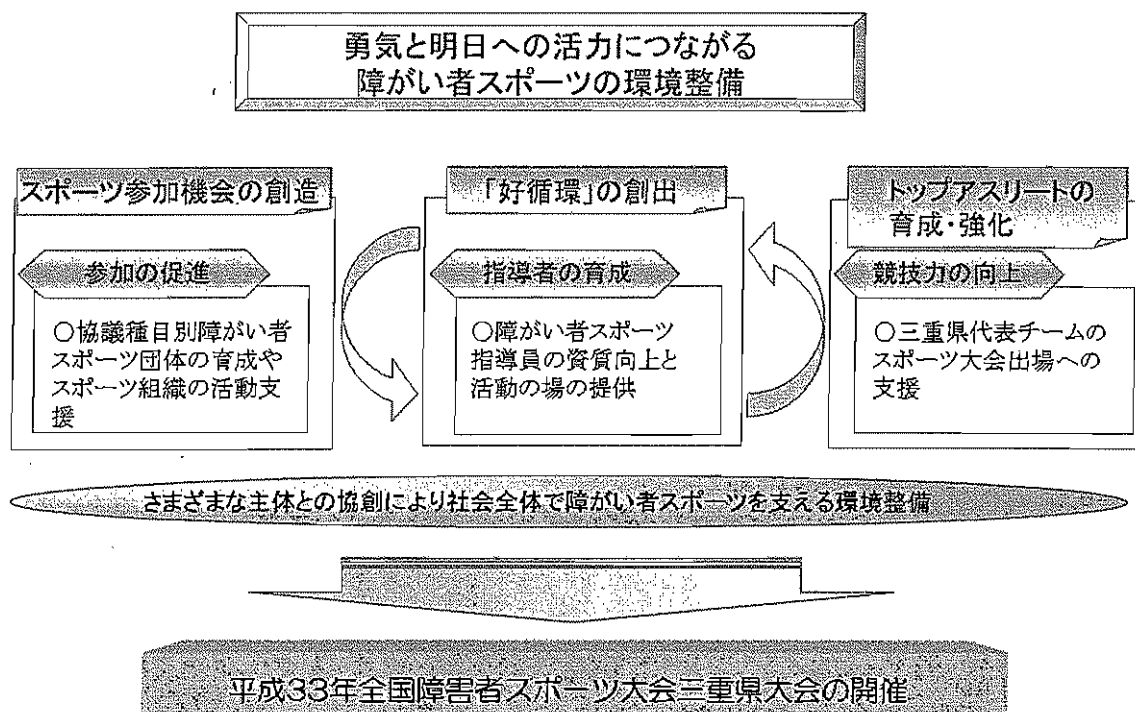
プランにおける到達目標

目標	現状値 (H22)	H24	H25	H26
障がい者スポーツ大会参加者数	1,373人	1,400人	1,450人	1,500人

[数値目標の説明]

- ・県主催障がい者スポーツ大会への参加者数（健康福祉部障害福祉室）

重点的取組の方向



取組方向 障がい者スポーツを支える環境整備

平成33年に開催をめざしている全国障害者スポーツ大会三重大会に向けて、障がい者スポーツ団体の育成等を行い、障がい者スポーツの参加意欲の向上と機会の充実を図るとともに、全国大会や国際大会で活躍できるアスリートを育てられる環境づくりを進めます。

(1) スポーツ参加機会の創造

- ✦ 競技種目別障がい者スポーツ団体の結成および育成、県域で活動するスポーツ組織の活動支援を行い、障がい者スポーツの参加機会を増やします。(健康福祉部障害福祉室)
- ✦ 宿泊施設や交通機関の障がい者対応状況を調査し、全国障害者スポーツ大会の開催計画の検討資料を作成します。(健康福祉部障害福祉室)

(2) トップアスリートの育成・強化

- ✦ 全国各地で開催されている競技種目別障がい者スポーツ大会の情報提供を行うとともに、三重県代表チームの大会出場に対する支援を行います。(健康福祉部障害福祉室)

(3) スポーツ界の「協創」による「好循環」の創出

- ※ スポーツをしたい障がい者を支援・指導する障がい者スポーツ指導員の資質向上と活動の場を提供します。(健康福祉部障害福祉室)

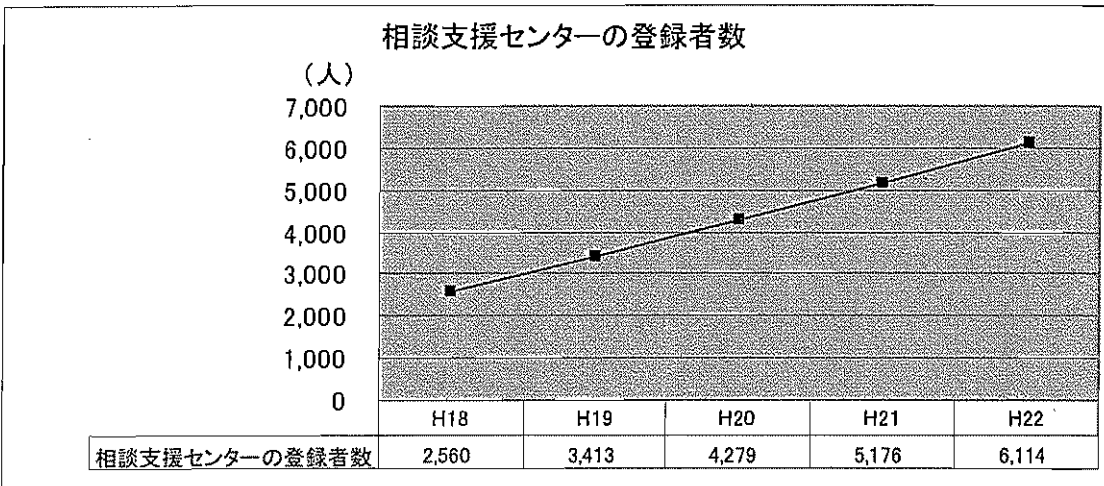
第3章 ライフステージに応じた切れ目のない相談支援体制の充実・強化

解決すべき課題

- ✦ 障がい者個人のニーズや、障がい特性、ライフステージごとの課題について必要な相談支援が受けられるよう、一時的な相談支援から広域的・専門的な相談支援まで重層的な相談支援体制の構築に取り組む必要があります。
- ✦ 障がい者が就学、進学、就職などそれぞれのライフステージにおいて、必要な支援情報が引き継がれ、切れ目のない相談支援が受けられるよう関係機関の連携による相談支援体制の構築に取り組む必要があります。

現状

- ✦ 県内9圏域に設置した総合相談支援センターや専門的な相談機関に支援を希望して登録している障がい者数は平成18年度の2,560人から平成22年度は6,114人と2倍以上となっています。

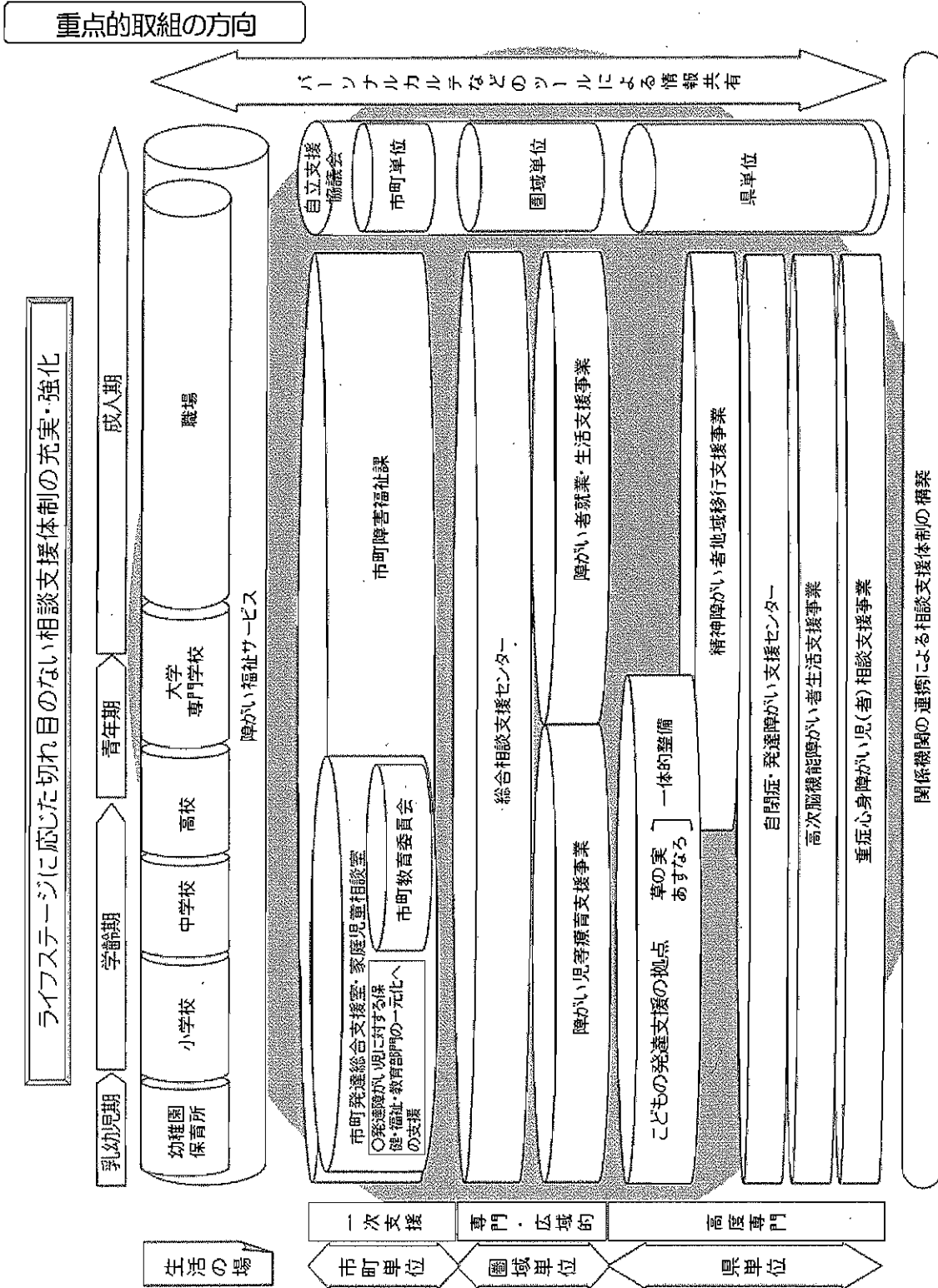


プランにおける到達目標

目標	現状値 (H22)	H24	H25	H26
総合相談支援センターへの登録者数	4,650人	5,090人	5,310人	5,530人

[数値目標の説明]

- ・ 障害保健福祉圏域に設置した総合相談支援センターに支援を希望して登録した障がい者数（健康福祉部障害福祉室）



取組方向1 相談支援体制の整備

障がい者個人のニーズに適切に対応できるよう、一時的な相談支援から広域的・専門的な相談支援まで重層的な相談支援体制を整備します。

(1) 市町の相談支援体制への支援

- ✦ 障害者自立支援法の改正により、サービス利用計画作成の対象者の拡充と支給決定の参考としての計画作成が可能となったことから、サービス利用計画の実効性を確保し、よりきめ細かな支援の充実を図ります。(健康福祉部障害福祉室)
- ✦ 市町における発達障がい児に対する保健・福祉・教育部門が一元化された支援体制の構築を進めます。(こども局こども家庭室)

(2) 圏域における相談支援体制の整備

- ✦ 障害保健福祉圏域に総合相談支援センターの設置や圏域アドバイザーの配置を行うことにより相談支援体制の充実や地域自立支援協議会の活性化を図ります。(健康福祉部障害福祉室)
- ✦ 在宅の障がい児(者)とその家族の生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられるよう療育相談機能の充実を図ります。(健康福祉部障害福祉室)
- ✦ 障がい者の職業生活における自立を支援するため、働く意欲がありながら障がいがあるため就業できない方、職場不適應により離職した方、離職のおそれがある在職者などに対し、雇用、保健、医療、福祉、教育等の地域の関係機関と連携し、障がい者の就業およびこれに伴う日常生活、社会生活の一体的な障がい者就業・生活支援を行います。(健康福祉部障害福祉室)

(3) 高度専門的な相談支援体制の整備

- ✦ 三重県の子どもの発達や成長の支援体制を充実するため、県立草の実りハビリテーションセンターと県立小児心療センターあすなろ学園を発達支援の拠点として、一体的に整備します。(こども局こども家庭室)
- ✦ 精神障がい者の未治療等の方に対し、他職種チームによる必要に応じた訪問支援による保健・医療・福祉サービスの包括的な提供等を実施することにより、入院という形に頼らず、在宅生活の継続を可能にするアウトリーチ事業をモデル的に実施します。(健康福祉部障害福祉室)
- ✦ 自閉症等・発達障がい児(者)に対する相談支援を総合的に行う拠点として、自閉症・発達障がい支援センターを指定し、専門的な相談・支援を行います。

(健康福祉部障害福祉室)

- ✚ 高次脳機能障がい者が、地域で自立した生活を送れるよう、相談窓口の機能の充実を図ります。(健康福祉部障害福祉室)
- ✚ 自宅で生活する重症心身障がい児(者)とその家族に対する専門的な相談・支援を行うため、医師・看護師等による自宅訪問や重症心身障がい児(者)施設等での機能回復訓練、短期入所事業等を行います。また、レスパイトケアや緊急一次保護機能の充実を図ります。(健康福祉部障害福祉室)

(4) 早期からの一貫した教育支援体制の整備

- ✚ 「障害者基本法」の改正による就学へのさまざまなニーズに対応するため、巡回相談等における専門員の活用、特別支援学校のセンター的機能の充実を図ることにより、就学指導研修会の開催を通して、「パーソナルカルテ」の作成を進めます。(教育委員会特別支援教育室)
- ✚ 発達障がいのある生徒をはじめ、特別な支援を必要とする生徒の教育的ニーズに対応するため、専門家チームによる指導助言および相談支援体制を充実し、「個別の教育支援計画」等、中学校からの支援に関する情報の円滑な引継ぎを行えるよう支援します。(教育委員会特別支援教育室)
- ✚ 授業研究を充実させ、授業力の向上につなげるとともに、障がい特性に応じた指導方法について研究を行います。(教育委員会特別支援教育室)

(5) 相談支援従事者等の人材育成

- ✚ 障がい福祉のベースを担う人材を育成するため、人材育成の体系を構築し、具体的な人材育成に向けた研修を実施します。(健康福祉部障害福祉室)
- ✚ 障がい者制度改革に対応できるような体制確保に向けて、市町、事業者に対して当事者支援のあり方に関しての理解を求めるとともに、相談支援従事者の研修を強化し、相談支援の質の向上とともに量の確保を図ります。(健康福祉部障害福祉室)
- ✚ 「人材育成に関する検討委員会」において、地域の事業者および当事者と協働することで、地域の核となる人材育成をめざします。(健康福祉部障害福祉室)
- ✚ 子どもの教育的ニーズを的確に把握する力と適切な助言を行う能力等、特別支援教育に関する教職員の専門性の向上を図るとともに、特別支援学校のセンター的機能を活用して市町等教育委員会を支援する人材の育成を図ります。(教育委員会特別支援教育室)
- ✚ 発達障がい児支援に携わる関係者の専門的対応能力の向上を支援するための長期研修を行うことにより、人材育成を図ります。(こども局こども家庭室)
- ✚ 自宅で生活する重症心身障がい児(者)とその家族に対する専門的な相談・支

援を行うため、事業者・支援者の支援の質の向上に向けた研修を実施します。
(健康福祉部障害福祉室)

- ✚ 地域生活を実践している障がい当事者の視点による、生活全般にわたる助言を行うことにより、障がい者のエンパワメントを図るため、ピアカウンセラー、ピアサポーターの養成を行います。(健康福祉部障害福祉室)

取組方向2 相談支援ネットワークの構築

障がい者が、必要な支援情報が引き継がれ、切れ目のない相談支援が受けられるよう関係機関の連携による相談支援ネットワークを構築します。

(1) 相談支援ネットワークの構築

- ✚ ライフステージに応じた切れ目のない障がい児等の療育支援を行うため、専門的な療育機関との重層的な連携を図りながら、相談支援、福祉サービスの情報提供、福祉サービスの利用の調整等を行うなど、関係機関と連携した地域支援ネットワーク構築を図ります。(健康福祉部障害福祉室)
- ✚ 自閉症等・発達障がい児(者)に対する、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制を整備するため、支援ニーズや支援体制の実態把握を行い、重層的、有機的な支援ネットワークの構築を図ります。(健康福祉部障害福祉室)
- ✚ 発達障がい等支援を必要とする子どもたちが、乳幼児期から学校卒業後の社会生活まで継続した支援を受けることにより、安心して生活を過ごすことができるよう、「パーソナルカルテ」を活用した情報の円滑な引継ぎを行う関係機関連絡会を開催します。(教育委員会特別支援教育室)

(2) 自立支援協議会の活性化

- ✚ 相談支援のガイドライン作成等により、相談支援事業の望ましいあり方を、総合相談支援センター代表者会議において検討・共有します。さらに、ガイドラインに基づいた事業評価を実施することで、成果と課題を可視化し、相談支援体制の強化と充実を図ります。(健康福祉部障害福祉室)
- ✚ 各圏域の圏域アドバイザーを中心に、地域自立支援協議会の活性化と運営支援を実施することにより、地域課題の検討を進め、全県の課題解決に向けてのシステム構築を図ります。(健康福祉部障害福祉室)

第4章 災害時に援助を必要とする障がい者への的確な対応

解決すべき課題

- 大規模災害発生時等に自力で避難することが困難な障がい者が利用する障がい福祉サービス施設は、耐震化率が82.2%（平成22年4月1日時点）にとどまるなど利用者の減災対策に取り組む必要があります。
- 災害から避難するため、福祉避難所の設置促進、情報の適切な提供や災害時要援護者個別計画の策定など障がい特性に応じた避難対策に取り組む必要があります。

現状

- 県内の障がい福祉サービス施設の耐震化率は、平成22年4月1日付け現在で、82.2%となっています。

平成22年4月1日現在

障がい福祉サービス施設数	454
耐震性有り	373
耐震性無し	81
耐震化率(耐震性有り/施設数)	82.2%

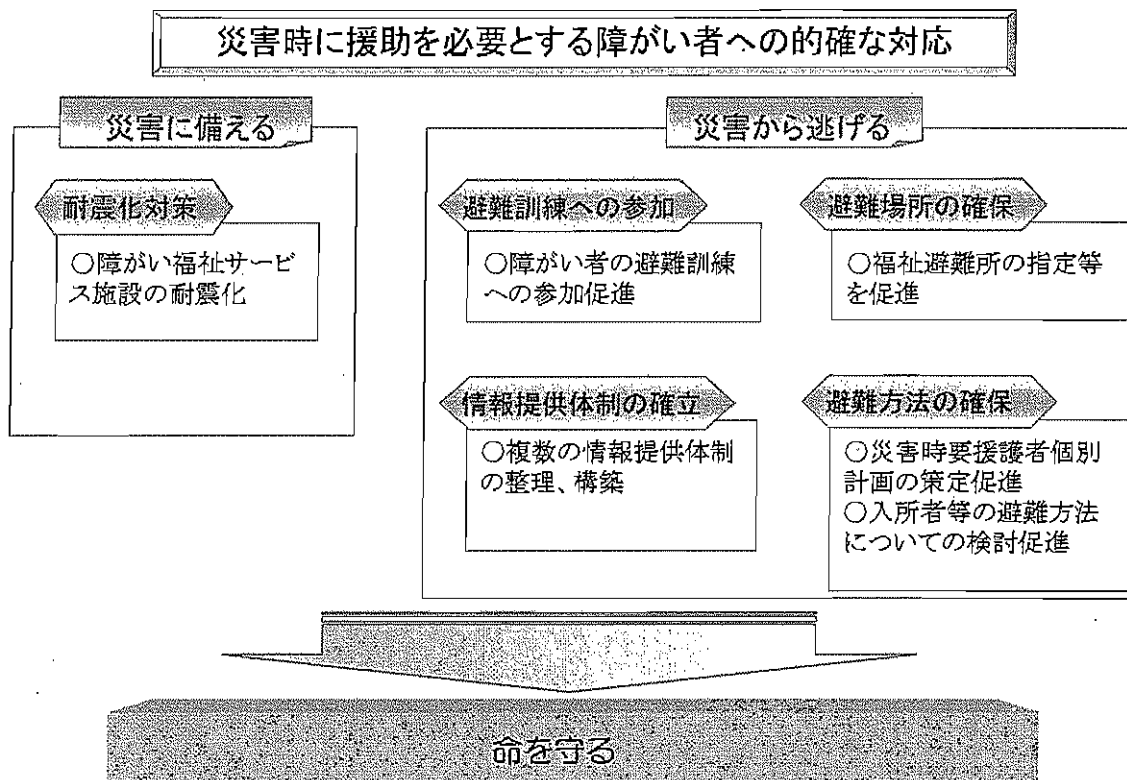
プランにおける到達目標

目標	現状値 (H22)	H24	H25	H26
入所施設における耐震化率	88%	98%	98%	100%

[数値目標の説明]

- 障がい福祉サービス施設のうち、民間の施設入所支援サービスを提供する施設の耐震化率（健康福祉部障害福祉室）

重点的取組の方向



取組方向 障がいや施設の状態に応じた防災・減災対策

大規模災害発生時等に自力で避難することが困難な障がい者の命を守るため、障がい福祉サービス施設の耐震化やそれぞれの障がい特性に応じた避難対策に取り組めます。

(1) 障がい福祉サービス施設の耐震化の促進

✚ 障がい福祉サービスを実施する施設における利用者の安全・安心を確保するため、施設の設置主体が実施する耐震改築等を促進します。(健康福祉部障害福祉室)

(2) 避難訓練への参加の促進

✚ 障がい者等の災害時要援護者が避難訓練へ参画するよう促進します。(健康福祉部健康福祉総務室、障害福祉室)

(3) 避難場所の確保

- ➡ 福祉避難所未指定（協定未締結）の市町への働きかけを行うとともに、市町による福祉避難所の指定や社会福祉施設等との協定締結を促進します。（健康福祉部健康福祉総務室）

(4) 避難方法の確保

- ➡ 災害時要援護者対策の推進に向け、各市町の課題解消に向けた助言を行い、県内全市町における「災害時要援護者名簿」、「個別計画」の策定を促進します。（防災危機管理部地震対策室）
- ➡ 新たな津波浸水予測における津波被害が想定される地域や土砂災害危険箇所等に立地する障害者支援施設等の把握を行います。また、当該施設における入所者等の避難方法について検討が促進されるよう市町へ働きかけることにより、防災対策・避難対策の強化を推進します。（健康福祉部障害福祉室）

(5) 情報提供体制の確立

- ➡ 避難情報を県内全ての人に提供することをめざし、防災行政無線が使用できない場合でも緊急速報メール等を用いることで複数の提供体制を整理、構築します。また、民間放送業者への積極的な情報提供などによる情報伝達方法の多様化に向けた取組を行います。（防災危機管理部防災対策室）

第3編 分野別施策

分野別施策の概要

ここでは、プランにおける施策について、11の施策単位で記載しています。記載にあたっては、3つの基本的視点ごとに章を分けてまとめています。

●分野別施策の各ページの見方

基本理念実現に向けためざす姿	←基本理念の実現に向け、長期的なめざす姿を記載しています。		
	数値目標	現状値	目標値
	←施策におけるプラン期間内の数値目標を記載しています。	←平成22年度の現状値を記載しています。	←プラン期間内(平成26年度)の目標値を記載しています。

[数値目標の説明]

←この数値目標の意味、内容の説明などを記載しています。

現状と課題

←この施策に取り組むにあたって、現状や解決しなければならない課題を記載しています。

施策の基本的方向

←「基本理念実現に向けためざす姿」を達成するために、県が取り組む事業を記載しています。

第1章 「共生社会を実感できる地域社会づくり」に向けた施策の基本的方向

1 障がいに対する理解の促進

基本理念実現に向けためざす姿	障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の理念や、障がい者の人権や障がいそのものに関する理解が図られています。		
	数値目標	現状値	目標値
	「障がい者週間」における事業参加者数(累計)	620人 (22年度)	1,850人

[数値目標の説明]

- ・障がい者週間にあわせて開催するフォーラムへの参加者数（健康福祉部障害福祉室）

現状と課題

(1) 啓発・広報の推進

- ◆ 「共生社会」の理念の普及や、障がいおよび障がいそのものに関する理解の促進を図るためには、「障がい者週間」などにおいて、さまざまな面から効果的な啓発を行う必要があります。

(2) 福祉教育の推進

- ◆ ノーマライゼーションの理念に基づいた共生社会の実現が求められており、学校での授業をはじめ社会全般での取組の充実が必要です。

(3) ボランティア活動の促進

- ◆ 共生社会を築いていくためには、地域住民による社会活動の充実やボランティア教育が必要です。

施策の基本的方向

(1) 啓発・広報の推進

- ◆ 「障がい者週間（12月3日～12月9日）」に関する啓発広報活動として、内閣府との共催による作文やポスター募集、フォーラムの開催などによる啓発を行

います。(健康福祉部障害福祉室)

- ◆ 「障がい者雇用支援月間（9月1日～9月30日）」において、障がい者雇用の促進に向けた、事業主や県民の皆さんへの啓発等を行います。(生活・文化部勤労・雇用支援室)
- ◆ 「精神保健福祉普及運動（11月上旬の1週間）」の一環として、三重県精神保健福祉協議会と連携した精神保健福祉三重県大会を開催し、精神保健福祉功労の表彰や講演などを通じて精神保健福祉への理解を促します。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 「人権週間（12月4日～12月10日）」、「差別をなくす強調月間（11月11日～12月10日）」の期間を中心として、人権擁護委員、法務局、市町等と連携した街頭啓発を実施するとともに、三重県人権センターにおいて県民人権講座、企画パネル展示などの啓発活動に取り組みます。(生活・文化部人権室)
- ◆ 障がい者福祉に携わる関係者が主体的に人権問題に取り組み、さらに自ら啓発が行えるよう研修等の機会を提供します。(健康福祉部障害福祉室)

(2) 福祉教育の推進

- ◆ 小中学校においては、子どもの社会性や豊かな人間性を育成するため、引き続き、児童生徒、教員を対象としたバリアフリー体験の実施、障がい者との交流など様々な体験活動が行われるよう、福祉教育の充実に努めます。(教育委員会小中学校教育室)
- ◆ 県立高等学校においては、福祉学科・普通科福祉コース・総合学科福祉系列を中心に、福祉教育の充実に努め、社会福祉の増進に寄与できる人材の育成に努めます。(教育委員会高校教育室)
- ◆ 特別支援教育においては、体験型教育を充実するとともに交流および共同教育の推進をめざします。(教育委員会特別支援教育室)

(3) ボランティア活動の促進

- ◆ 県民がボランティア活動に参加しやすい体制を整備するため、ボランティアやボランティアコーディネーターの養成等を実施する三重県ボランティアセンターの活動を支援します。(健康福祉部社会福祉室)
- ◆ ボランティア教育においては、児童生徒や地域の実態に応じて、地域の方々と連携しながら、学校内外における奉仕活動・体験活動を推進し、ボランティア活動に臨む精神の涵養や態度の育成を図り、地域に積極的に貢献しようとする心を育むとともに豊かな人間性を培う取組を推進します。(教育委員会小中学校教育室、高校教育室)
- ◆ 特別支援学校においては、交流および共同学習、環境デー等の取組を継続、発

展させ、身近な体験を積み重ねる機会をより充実させます。(教育委員会特別支援教育室)

2 社会参加の環境づくり

基本理念実現に向けためざす姿	障がい者の社会参加の促進に向け、その障壁が取り除かれるとともに、障がい者の活動範囲と参加可能性の拡大が図られています。	
数値目標	現状値	目標値
手話通訳者および要約筆記者登録数	385人 (22年度)	427人

[数値目標の説明]

・県および市町に手話通訳者として登録した者および要約筆記奉仕員養成研修を修了して登録した者の数（健康福祉部障害福祉室）

現状と課題

(1) 障がいに応じた活動支援

- ◆ 地域で自立して社会活動に参加できるよう、さまざまな障がいに応じた訓練、研修等の実施が必要です。

(2) ユニバーサルデザインのネットワークづくりの推進と生活環境の整備

- ◆ ユニバーサルデザインの考え方の浸透に向けた取組が十分に進んでいないため、ユニバーサルデザインアドバイザー、市町、社会福祉協議会、学校、地域の団体、企業等が連携してユニバーサルデザインの意識づくりに取り組む必要があります。
- ◆ だれもが安全に安心して生活し、社会参加できるよう、ユニバーサルデザインに配慮された施設を整備する必要があります。

(3) 情報・コミュニケーションの支援

- ◆ 障がい者が必要とするIT製品の開発促進やさまざまな障がいに応じた情報提供が求められています。

(4) 選挙等における配慮

- ◆ 障がい者の投票機会の確保や障がい者に配慮した選挙公報など障がい者が円滑に投票できるような配慮が求められています。

施策の基本的方向

(1) 障がいに応じた活動支援

- ◆ 視覚障がい者の日常生活に必要な歩行訓練や身辺・家事管理に関する指導、コミュニケーション手段としての点字研修などを実施します。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 聴覚障がい者の日常生活に必要な手話についての指導等、社会生活における情報不足を補うための各種学習会などを実施します。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ オストメイト(人工膀胱、人工肛門造設者)に対して、ストマ用装具の正しい使い方や不適合による炎症等の処置、食事管理、入浴等社会生活に必要な訓練・指導を実施します。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 喉頭摘出により音声機能を喪失した人に対し発声訓練を行うとともに、発声訓練に関わる指導者の養成を行います。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 心臓機能障がい者に対し、専門医等による療養や日常生活支援に関する研修会・相談会を実施します。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 重度の肢体不自由児(者)に対して、日常生活に必要な訓練や相談会を実施します。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 障がい者の日常生活動作を補う役割を持つ盲導犬、介助犬、聴導犬を育成し、希望者に貸与するとともに、飲食店等、不特定多数が利用する施設での認知を高めます。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 車いす専用リフトバスの運行等により、障がい者の社会参加の促進と、経費負担の軽減を図ります。(健康福祉部障害福祉室)

(2) ユニバーサルデザインのネットワークづくりの推進と生活環境の整備

①ユニバーサルデザインのネットワークづくりの推進

- ◆ さまざまな主体と連携して、パーキングパーミット制度の定着に向けた普及啓発活動や学校での出前授業など、地域における身近なユニバーサルデザインの取組を進めるとともに、さまざまな主体をつなぐネットワークが構築されるよう働きかけます。(健康福祉部健康福祉総務室)
- ◆ 歩行が困難な方に対して利用証を交付することにより、車いす使用者用駐車区画を利用しやすくすることを目的としたパーキングパーミット制度を導入するとともに、さまざまな主体が連携して、制度の定着に向けた普及啓発活動に取り組みます。(健康福祉部健康福祉総務室)

②住宅・建築物等のバリアフリーの推進

- ◆ だれもが安全・安心で快適に利用できる建築物等の整備を進めるため、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく施設整備が進められるよう、設計者等への指導とあわせ、ユニバーサルデザインの考え方などの周知

を図ります。(健康福祉部健康福祉総務室)

- ◆ バリアフリー住宅へのリフォームを支援するため、建築技術者等を対象に、身体機能や介護の基本的知識に関する講演会を実施し、バリアフリーに対応した住宅改造を行うためのアドバイザーを育成します。(県土整備部住宅室)

③移動・交通におけるバリアフリーの推進

- ◆ だれもが安全で自由に移動できる暮らしやすいまちづくりを進めるため、国、関係市町、鉄道事業者と協議・調整しながら、エレベーターの設置など駅舎のバリアフリー化を進めます。(健康福祉部健康福祉総務室)
- ◆ 国の補助制度を活用しながら、バス事業者が行う低床バス購入に対して助成を行います。(政策部交通政策室)
- ◆ 路線バスのバリアフリー化を進めるため、バス事業者が購入するノンステップバスに対し補助します。(健康福祉部健康福祉総務室)
- ◆ ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、駅や公共施設等の周辺など人通りの多い道路を中心に、歩道等のバリアフリー化に努めるとともに、道路のパトロール等による道路交通環境の改善に取り組みます。(県土整備部道路維持管理室)
- ◆ 「社会資本整備重点計画法」に基づく「社会資本整備重点計画(平成20年度～平成24年度)」では、平成24年度までに、主要な生活関連経路における信号機等のバリアフリー化率を100%にすることを目標としており、目標達成に向け、計画的に事業を推進します。また、平成25年度以降も、新たに策定される重点計画に基づいて、計画的に事業を推進し、障がい者等の利用に配慮した交通安全施設の整備に努めます。(警察本部交通規制課)

(3) 情報・コミュニケーションの支援

①IT活用の促進

- ◆ ITに関するニーズを把握したうえで、福祉用具の開発研究を行うみえテクノエイドセンターにおいて、障がい者が必要とする製品の開発支援などを行います。(健康福祉部薬務食品室)
- ◆ 特別支援教育において、授業および生活の場面で、コンピュータをはじめとする情報機器の有効活用により、QOLの向上や自立や就労にむけた支援方法を開拓します。(教育委員会特別支援教育室)

②コミュニケーションの支援

- ◆ 三重県視覚障害者支援センターによる、点字図書、録音図書、DAISY図書の閲覧、貸出等を行うとともに、地域生活に必要な各種情報を掲載した生活・文化情報誌を発行するなど、視覚障がい者に対して情報提供を行います。(健康福祉部障害福祉室)

- ◆ 視覚障がい者のIT相談や訓練を進めるとともに、点訳・朗読奉仕員の養成、パソコン点訳やDAISY図書編集研修など人材育成に努めます。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 聴覚障がい者の自立と社会参加を促進するため、三重県聴覚障害者支援センターにおいて、字幕映像ライブラリーの貸出・製作、手話通訳者などの派遣・養成、相談支援、補聴機器の貸出など自由なコミュニケーションと情報発信、入手などの情報保障を総合的に行います。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 盲ろう者に対し、コミュニケーションや移動などの支援を行う通訳者数の増強と、介助員の養成に取り組み、派遣を行います。また、盲ろう者に対するコミュニケーション訓練を実施します。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 県政情報の提供については、視覚障がい者や聴覚障がい者の状況に応じた情報ツールにより、利用しやすい情報提供サービスを行います。(政策部広聴広報室)
- ◆ 県のホームページについては、引き続き、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページの提供に努めます。(政策部電子業務推進室)
- ◆ 県庁内に手話通訳者を設置し、県庁内におけるコミュニケーションの確保を図ります。(健康福祉部障害福祉室)

(4) 選挙等における配慮

①投票所等のバリアフリー化など投票環境の改善

- ◆ 投票所や期日前投票所を設置する市町選挙管理委員会に対し、障がい者が利用しやすいよう、駐車場の確保や段差解消などのバリアフリー化について、引き続き対応していただくよう助言します。(選挙管理委員会)
- ◆ 自宅での投票が可能な郵便等による不在者投票制度をはじめ、代理投票制度や点字による投票制度について、制度の活用および正しい利用方法について、一層の周知を図ります。(選挙管理委員会)

②障がい者に対する候補者情報の提供

- ◆ 県選挙管理委員会が発行する選挙公報について、障がい者団体や市町選挙管理委員会と協力し、点字版および音訳版(CD版、DAISY版)の提供に引き続き努めます。(選挙管理委員会)
- ◆ 知事選挙に係る政見放送については、規程が改正され手話通訳の挿入が可能となったことから、今後も円滑な運用に努めます。一方、規程上、手話通訳の挿入が認められていない参議院選挙区選出議員選挙については、障がい者団体が実施するビデオ集会への支援を引き続き行います。(選挙管理委員会)

3 地域における生活基盤の充実

基本理念実現に向けたため姿勢	障がい者の暮らし（住居）の場や日中活動の場がハード面ソフト面において整備されています。	
数値目標	現状値	目標値
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数（累計）	1,064人 (22年度)	1,385人

[数値目標の説明]

・グループホーム、ケアホーム、福祉ホーム等、障がい者の地域生活を支援する居住系サービス事業を利用し、障がいの程度に関わらず地域で生活している障がい者数（健康福祉部障害福祉室）

現状と課題

(1) 障がい福祉サービス等の基盤整備の促進

- ◆ 障がい者が地域で自立した生活をしていくためには、グループホームやケアホーム等の居住の場や、日中活動の場の確保が求められていますが、現状では十分に確保できているとは言えず、引き続き整備を続ける必要があります。

(2) 地域生活移行に向けた環境整備

- ◆ 地域生活移行に関するノウハウの蓄積や評価・検証、障がい者の地域生活移行に向けた意識の醸成などが必要です。

施策の基本的方向

(1) 障がい福祉サービス等の基盤整備の促進

- ◆ 障がい者が、地域において住民と交流しながら自立した生活を送ることができるよう、グループホームなどの施設整備を促進します。（健康福祉部障害福祉室）
- ◆ 障がい者自らが地域住民となり安定した地域生活をおくるため、設置事業者と連携・協力し、グループホーム建設に対する周辺住民の理解促進を図ります。（健康福祉部障害福祉室）
- ◆ 障がい者が地域で利用する日中活動系サービスの施設整備を促進します。（健康福祉部障害福祉室）
- ◆ 市町の公営住宅担当課に対し、公営住宅における障がい者のグループホームとしての利用枠拡大を働きかけます。（健康福祉部障害福祉室）
- ◆ 屋間保護者が家にいない主に小学校低学年の児童の放課後における遊びや生活

の場を確保する放課後児童クラブでの、障がいのある児童の受入を促進します。
(こども局こども未来室)

(2) 地域生活移行に向けた環境整備

- ◆ 日常的に多くの支援を受けて施設や在宅で生活している重度身体障がい者などに対して、一時的な宿泊体験などを通じて自己主張や自己決定のできる機会を提供することにより、地域生活移行につなげます。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 知的障がい児施設にコーディネーターを配置し、知的障がい児施設の加齢児や強度行動障がい児などの地域生活移行を支援します。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 知的障がい児施設のあり方については、児童相談所など各機関の代表者による「知的障がい児施設のあり方検討会」でまとめられた「知的障がい児施設のあり方に関する提言」に沿って、入所部門、家庭支援部門、地域連携部門の役割と機能の充実を念頭に置いた施策を推進します。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 緊急に施設入所による支援が必要となった障がい者を、一定期間受け入れるなどのセーフティネット機能を確保します。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 三重県身体障害者総合福祉センターにおいて、地域におけるリハビリテーションの支援などの身体障害者福祉センターA型としての事業、短期間での地域生活移行に向けた訓練などの障がい者支援施設としての事業などを実施することにより、身体障がい者の早期の地域生活移行および地域生活支援を行います。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 三重県地域生活定着支援センターを運営し、受け入れ先がないまま刑務所等を出所する障がい者等を、必要な福祉サービス等につなげる支援を行います。(健康福祉部社会福祉室)

4 権利の擁護

基本理念実現に向けためざす姿	障がい者の虐待防止が図られ、障がい者の権利が擁護されています。	
数値目標	現状値	目標値
相談支援事業者、事業所等に対する研修参加者数（累計）	—	150人

[数値目標の説明]

- ・障がい者虐待の防止に関する研修会参加者数（健康福祉部障害福祉室）

現状と課題

（1）虐待防止に対する取組の強化

- ◆ 平成24年10月に施行される「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」に基づき、虐待の防止に向けた取組を強化する必要があります。

（2）権利擁護のための体制の充実

- ◆ 適正な障がい福祉サービスの提供や福祉サービスの利用上の苦情解決、消費者トラブルなど障がい者の権利を擁護するための体制の充実が求められています。

施策の基本的方向

（1）虐待防止に対する取組の強化

- ◆ 障がい者福祉施設における虐待についての適切な監督権限の行使など、平成24年10月に施行される障害者虐待防止法の適切な運用を図ります。（健康福祉部障害福祉室）
- ◆ 相談支援事業者、事業所の管理者、従業員等を対象に、障がい者に対する虐待防止に関する研修を実施します。（健康福祉部障害福祉室）
- ◆ 障害者虐待防止法に基づき、県障害者権利擁護センターを設置するとともに、市町障害者虐待防止センターの設置を促進し、虐待対応の窓口としての有効な活用を図ります。（健康福祉部障害福祉室）

（2）権利擁護のための体制の充実

- ◆ 三重県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業に要する経費を助成し、判

断能力に不安のある知的障がい者や精神障がい者などに対する福祉サービス契約時の援助や日常的な金銭管理等の援助を支援します。(健康福祉部社会福祉室)

- ◆ 関係団体等の参加を得て、「成年後見制度利用推進検討委員会」を開催し、成年後見制度の利用促進のための検討を行うとともに、その結果をふまえ、利用促進のための取組を実施します。(健康福祉部社会福祉室)
- ◆ 適正な福祉サービスの提供を推進するため、三重県社会福祉協議会に設置する運営適正化委員会の運営に助成し、事業者に対して苦情解決責任者や第三者委員の設置などについての助言を行い苦情解決体制の整備を進めるとともに、事業者段階で解決が困難な苦情を解決する苦情解決委員会や、日常生活自立支援事業の適正な運営を監視する運営監視委員会の活動を支援します。(健康福祉部社会福祉室)
- ◆ 判断能力が十分でない障がい者等の消費者トラブル防止のため、地域・職域における啓発活動を行う人材の育成・活用、市町と連携した地域における見守り体制の推進などに取り組みます。(生活・文化部交通安全・消費生活室)

第2章 「生きがいを実感できる地域社会づくり」に向けた施策の基本的方向

1 特別支援教育の充実

基本理念実現に向けためざす姿	障がいのある子どもたちが、自立と社会参加に必要な力を身につけています。		
	数値目標	現状値	目標値
県立特別支援学校高等部卒業生の進学および就労率		25.4% (22年度)	29.0%

[数値目標の説明]

- ・ 県立特別支援学校高等部卒業生に占める進学および就労者の割合（教育委員会特別支援教育室）

現状と課題

(1) 指導内容・相談支援体制の充実

- ◆ 特別支援学校における就労状況は、職域開発支援員等の外部人材の活用によって、年々向上していますが、依然として厳しい状況にあります。今後も外部人材の活用や職業教育を重視した教育課程の編成を進めていく必要があります。
- ◆ 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関の連携が図られ、就学前から就労までの一貫した支援が行われるように取組を進める必要があります。

(2) 専門性の向上

- ◆ 特別支援教育の対象となる子どもが増えており、障がいが重度・重複化、多様化する傾向にある中で、特別支援学校のセンター的機能による相談、支援件数の増加への対応や担当する教員の専門性の向上が課題となっています。

(3) 特別支援教育充実のための教育環境整備

- ◆ 特別支援学校では、児童生徒数の急増を背景に、施設の狭隘化、スクールバスの過密化、長時間に及ぶ通学時間等の課題が生じています。
- ◆ 障がいのある幼児児童生徒の就学に係る必要な諸経費について、国や県が助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、障がいのある幼児児童生徒の就学を促進していく必要があります。

施策の基本的方向

(1) 指導内容・相談支援体制の充実

- ◆ 特別支援学校における就労希望者の希望を実現するために外部人材による企業訪問をとおした職場実習先および就労先の確保、職域コースの導入を含む教育課程の改編によるキャリア教育の充実、関係諸機関との緊密な連携を進めることで、児童生徒一人ひとりの自立と社会参加を図ります。(教育委員会特別支援教育室)
- ◆ 障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、就学先の決定に際しては、市町教育委員会と連携し、障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、保護者との対話を十分に行う中で、それぞれの子どもにとって最も適切な就学先の選定を行うとともに、教育環境の整備を進めます。(教育委員会特別支援教育室)
- ◆ 就学から卒業までの学校教育段階における発達障がいを含む全ての障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加の実現に向け、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばすことをめざして、指導と支援の充実を図ります。また、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携による「パーソナルカルテ」を作成し、ツールとして活用できる体制の整備を進めます。(教育委員会特別支援教育室)
- ◆ 支援体制の構築を進めるために、特別支援教育コーディネーター連絡会の開催や専門家チームによる相談等を進めます。また、中学校からの情報引継ぎを進めるためにモデル地域を指定し、適切な指導・支援の充実を図ります。(教育委員会特別支援教育室)
- ◆ 医療的ケアを必要とする児童生徒の就学を支援し、安心して学校生活を送れるよう、看護師免許を所有する常勤講師の適正な配置を進めるとともに、医療関係機関と連携した研修の充実など、医療的バックアップ体制の整備を進めます。(教育委員会特別支援教育室)
- ◆ 「障害者基本法」の改正による就学への様々なニーズに対応するため、巡回相談等における専門員の活用、特別支援学校のセンター的機能の充実を図ることにより、就学指導研修会の開催をとおして、「パーソナルカルテ」の作成を進めます。(教育委員会特別支援教育室)

(2) 専門性の向上

- ◆ 授業の支援や改善など特別支援学校のセンター的機能としての授業コンサルテーションに取り組みます。(教育委員会特別支援教育室)
- ◆ 幼児期からの教育相談の記録、適切な指導・支援等の情報が記載された「パーソナルカルテ」の活用や、「パーソナルカルテ」「個別の指導計画」「個別の教育

支援計画」の作成など、特別支援学校のセンター的機能を活用することで、指導・支援の内容の充実を図ります。(教育委員会特別支援教育室)

- ◆ 特別支援教育に係る研修講座の開催などにより、教職員の資質向上と県内各地域における体制整備を進めます。(教育委員会特別支援教育室)

(3) 特別支援教育充実のための教育環境整備

- ◆ 精緻な児童生徒数の推移の把握とともに地元住民や保護者等との丁寧な合意形成を図りながら、「県立特別支援学校整備第二次実施計画」に基づき、対応を求められている地域については、自立と就労をめざした特色ある特別支援学校の整備を進めます。(教育委員会特別支援教育室)
- ◆ 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、学校施設のバリアフリー化を推進します。(教育委員会学校施設室)
- ◆ 障がいのある児童生徒の精神面や長時間乗車による体力・健康面への負担が大きく、車中における他害行為やパニック等のトラブルも発生していることから、子どもたちが健康で安全に通学できるよう、児童生徒数の推移、特別支援学校の整備、地域的な条件等を考慮に入れながら、適正なスクールバスの配備に努めます。(教育委員会特別支援教育室)
- ◆ 障がいのある幼児児童生徒が安心して就学できる環境づくりを進めるため、就学に必要な経費について補助することにより、特別支援学校および特別支援学級に就学する障がいのある児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図ります。(教育委員会特別支援教育室)
- ◆ 私立の幼稚園および特別支援学校における特別支援教育に要する経費を補助することで、障がいのある子どもの教育の充実を図ります。(生活・文化部生活・文化総務室)

2 就労の促進

基本理念実現に向けためざす姿	障がい者が就労し、地域で経済的に自立しています。		
	数値目標	現状値	目標値
	雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数	50人 (22年度)	70人

[数値目標の説明]

・就労サポート事業、障がい者就労支援講座、県での職場実習事業等を通じて、雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数（健康福祉部障害福祉室）

現状と課題

(1) 就労に向けた支援

- ◆ 障がい者の就労を促進するため、障がい者の能力および適性や障がいの状況に応じた職業訓練等の充実が必要です。

(2) 職場定着に向けた支援

- ◆ 職場の人間関係や意思疎通に起因するミスマッチによる離職を防ぐなどの職場定着に向けた支援が必要です。

(3) 雇用の場の確保

- ◆ 三重県の障がい者の民間企業における実雇用率は依然として低く、一般就労に向けた雇用の場の確保に一層取り組む必要があります。

(4) 福祉的就労と多様な働き方への支援

- ◆ 福祉的就労における工賃は依然として低く、現行の枠組みでは限界があるため、就労の場の確保や多様な働き方の選択肢が提供される必要があります。

施策の基本的方向

(1) 就労に向けた支援

- ◆ 障がい者が、居住する地域で就職に向けた実践的な技能を身につけることができるよう、地域の事業所等への委託による訓練を実施するとともに、受講しやすい環境を整備するため、訓練手当を支給します。（生活・文化部勤労・雇用支

援室)

- ◆ 肢体に障がいのある方を対象にパソコン技能を習得するための職業訓練を行います。(生活・文化部勤労・雇用支援室)
- ◆ 職場実習により障がい者が自らの職業適性を把握し、職業選択をスムーズに行うことができるよう、短期の実習事業を実施します。(生活・文化部勤労・雇用支援室)
- ◆ 特別支援学校の生徒等の障がいを持った生徒の職業意識を醸成するとともに、卒業後の職業選択がスムーズに行われるよう、職場実習訓練を実施します。(生活・文化部勤労・雇用支援室)

(2) 職場定着に向けた支援

- ◆ 就労の定着化に向けて、就労支援事業所等の職員が就職後の相談支援や職場との調整を行うとともに、就労支援講座を開催し、障がい者の就労を支援します。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 障がい者就業・生活支援センターを障害保健福祉圏域ごとに設置し、職場への定着が困難な障がい者の就業や日常生活の支援を一体的に行います。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 障がい者の就労を援助する人材(ジョブサポーター)を職場等へ派遣し、雇用促進、職場定着を図ります。(生活・文化部勤労・雇用支援室)

(3) 雇用の場の確保

- ◆ 就労移行支援事業所の新設の指定に係る相談を適切に行うことにより、一般企業への就労を希望する障がい者が、就労に必要な知識習得および能力向上のために必要な訓練等のサービスの受給機会を確保し、一般就労への移行を促進します。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 障がい者の就労促進や福祉的就労の安定を図るため、県が行う物品等の調達において、障がい者の雇用に努める県内事業所等を優遇する制度を運用します。(生活・文化部勤労・雇用支援室)
- ◆ 障がい者雇用アドバイザーを配置し、企業の障がい者雇用への理解増進、求人開拓などを行い、障がい者の雇いを支援します。(生活・文化部勤労・雇用支援室)
- ◆ 三重労働局とともに、障がい者雇用未達成企業を訪問し、障がい者雇用への啓発に取り組みます。また、定期的に会議を持ち情報共有に努めます。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 行政機関における障がい者の就労の充実に向け、県の機関における職場実習を実施するとともに、行政機関における知的障がい者雇用の拡大について検討し

ます。(健康福祉部障害福祉室)

- ◆ 学校等における障がい者の就労の促進に向け、教員採用選考試験等における障がい者を対象とした特別選考の実施に引き続き取り組みます。さらに、県立学校および県教育委員会事務局において、障がい者が担える業務を再構築し、多様な働き方によるモデル的な雇用に取り組みます。(教育委員会人材政策室)

(4) 福祉的就労と多様な働き方への支援

- ◆ 就労継続支援事業所の新設の指定にかかる相談を適切に行うとともに、一定水準の利益を生み出すノウハウや経営感覚を有する営利法人の就労継続支援A型への新規参入を促すことにより、障がい者の就労機会と収入の増加につなげます。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 複数の事業所で共同して受注、品質管理を目的とした取組を実施することにより、安定的な受注を確保し工賃の引き上げを図る「共同受注窓口」を設置します。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 障がい者の多様な働き方の一つとして、生活指導、健康管理等に配慮した環境のもとで障がいの有無にかかわらず、対等な立場で共に働ける新しい職場形態である「社会的事業所」の運営を支援します。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 農業分野での障がい者雇用の可能性を検証するため、県内で障がい者を雇用する経営体や農業に参入する福祉事業所の実態調査、障がい者が携わる農作業・労働条件等の調査などを行います。(農水商工部農業経営室)
- ◆ 雇用を創出するため、農業者・農業法人に対する意識啓発・雇用推進、福祉事業所の農業参入に向けた技術・経営支援、農業知識を有した福祉指導者の育成、農作業あっせんの体系化などを行います。(農水商工部農業経営室)
- ◆ 農業分野での障がい者の雇用拡大には、障がいの特性に応じた労働環境等の改善や工夫が必要であるため、雇用拡大をめざす福祉事業所・経営体等からの提案により、雇用拡大の推進に必要な現地課題を洗い出すとともに、現地実証の実施と検証を行います。(農水商工部農業経営室)
- ◆ 地域で実践した雇用構築モデルプラン、県内の実態調査結果、先進地事例調査結果などを評価検証します。また、他の福祉事業所・農業経営体への連鎖を醸成するための推進資料を作成します。(農水商工部農業経営室)

3 スポーツ・文化活動への参加機会の充実

基本理念実現に向けためざす姿	障がいの特性に応じた必要な配慮をしつつ、スポーツや文化活動への参加機会の拡大が図られています。		
	数値目標	現状値	目標値
	障がい者スポーツ大会参加者数	1,373人 (22年度)	1,500人

[数値目標の説明]

- ・ 県主催障がい者スポーツ大会への参加者数（健康福祉部障害福祉室）

現状と課題

(1) 障がい者スポーツの環境整備

- ◆ 障がい者スポーツへの関心は高まっており、スポーツへの参加機会の充実を図る必要があります。

(2) 文化活動への参加機会の充実

- ◆ 障がい者が芸術文化にふれる機会を拡大するための取組が求められています。

(3) バリアフリー観光の推進

- ◆ バリアフリー観光の県全域への展開や県内のバリアフリー観光情報の正確かつ継続的な提供を実施していく必要があります。

施策の基本的方向

(1) 障がい者スポーツの環境整備

- ◆ 各種スポーツ教室の開催や全国障害者スポーツ大会の予選を兼ねた三重県障がい者スポーツ大会、レクリエーション大会などを開催するとともに、選手強化や団体競技チームの育成を進め、障がい者スポーツ等の普及に努めます。（健康福祉部障害福祉室）
- ◆ 障がいの特性に応じたスポーツ指導員の確保にむけ、その養成を図るとともに、指導員登録者のスキルアップと活動機会の増加を図ります。（健康福祉部障害福祉室）
- ◆ 三重県障害者スポーツ協会の機能強化を行うとともにスポーツ団体の育成、県民への普及啓発を進めます。三重県身体障害者総合福祉センターについては、

障がい者スポーツ推進の中核的な機能に特化し、その充実に努めます。(健康福祉部障害福祉室)

- ◆ 全国各地で開催されている競技種目別障がい者スポーツ大会の情報提供を行うとともに、三重県代表チームの大会出場に対する支援を行います。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 障がい者がスポーツに参加、観戦できる機会を充実するため、県立体育施設におけるスロープの設置、トイレのバリアフリー化、車椅子利用者の観客席設置など、バリアフリー環境の整備に取り組みます。(教育委員会スポーツ振興室)
- ◆ 県営総合競技場、県営鈴鹿スポーツガーデンなどの利用料の減免等により、障がい者のスポーツ活動参加を支援します。(教育委員会スポーツ振興室)

(2) 文化活動への参加機会の充実

- ◆ 県内で芸術文化活動をする障がい者が、その作品やパフォーマンスを発表するため、様々なボランティアとともに「障がい者芸術文化祭」を企画・実施し、障がい者の持つ県民力を広くアピールします。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 県が主体となって開催する講演会等の屋内でのイベントについては、障がい者など誰でも参加しやすいイベントにするため、ユニバーサルデザインイベントマニュアルに基づいて実施します。(健康福祉部健康福祉総務室)
- ◆ 障がい者が地域における文化・生涯学習活動に参加しやすいように、総合文化センター、図書館、美術館等の県立の文化・生涯学習施設におけるバリアフリー化を進めます。また、県立図書館への拡大読書機の配備、障がいにより来館が困難な人のための、インターネットを活用した図書の貸出など、ソフト面でのバリアフリー化を進めます。(生活・文化部文化振興室)
- ◆ 美術館や斎宮歴史博物館などの県立生涯学習施設における入場料の免除により、障がい者が文化にふれる機会の充実に努めます。(生活・文化部文化振興室)

(3) バリアフリー観光の推進

- ◆ 観光事業者等に対するバリアフリー観光に向けた普及啓発活動や研修会を行う民間団体と協働するほか、多くの県民が主体的に観光に関わるようにするため、おもてなし向上を目的としたシンポジウム等を開催します。これらにより、地域全体でバリアフリー観光の意識が高揚するよう取り組みます。(観光局観光・交流室)
- ◆ バリアフリー観光情報を多くの人に活用していただくため、観光施設、宿泊施設、身体障がい者用トイレなどを、障がい者の立場に立って評価活動を行う民間団体と連携し、情報を集約するとともに、正確かつ継続的な情報発信に取り組みます。(観光局観光・交流室)

- ◆ 観光施設、宿泊施設等のバリアフリー化に対する助言を行う民間団体と連携し、障がい者にも楽しんでいただける観光地づくりの促進に取り組みます。(観光局 観光・交流室)

第3章 「安心を実感できる地域社会づくり」に向けた施策の基本的方向

1 障がい福祉サービス等の適切な提供

基本理念実現に向けためざす姿	障がい者一人ひとりのニーズに応じた支援や自立に向けた支援など生活全般にわたる障がい福祉サービス等が提供されています。		
	数値目標	現状値	目標値
	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	4,438人 (22年度)	5,238人

[数値目標の説明]

・日中活動系の障がい福祉サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援等）を利用している障がい者数（健康福祉部障害福祉室）

現状と課題

(1) 障がい福祉サービスの適切な提供

◆ 地域で暮らす障がい者に障がい福祉サービスを適切に提供するため、事業者に対する指導・監督等を行う必要があります。

(2) 福祉人材の育成・確保

◆ 多様化する障がい福祉サービスを担う専門的な人材の養成・確保が課題となっています。

(3) 福祉用具の活用の推進

◆ 障がい者の自立と社会参加の促進のため、障がい者の個々のニーズにあった福祉用具の活用を推進することが必要です。

(4) 経済的な支援

◆ 障がい者の生活の安定を図り、社会的自立を促進するため、手当の支給や医療費負担の軽減などの経済的な支援が必要です。

施策の基本的方向

(1) 障がい福祉サービスの適切な提供

- ◆ 地域で暮らす障がい者が、ホームヘルプサービス等の訪問系サービスおよび生活介護等の日中活動系サービスを適切に利用できるよう支援します。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 地域で生活する障がい者の自立支援や家族の介護負担の軽減を図るため、訪問系サービスの充実を図るとともに、養成事業の実施や研修等において、見守り支援のあり方を伝え、ヘルパーのスキルアップを行います。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 重度訪問介護従事者の研修を実施し、肢体不自由者に限定しない、時間や目的に関係なく利用できる、重度障がい者の見守り等支援、外出支援を検討していきます。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 重度の視覚障がい者の方を対象にした同行援護サービスについて、障がい者のニーズに応じたきめ細かいサービスが提供されるよう努めます。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 介護者の一時的な休息や学齢期の放課後や夏休み等における支援策として重要な日中一時支援事業について、適切なサービス提供が行えるよう市町を支援します。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 家族の介護負担の軽減などを行うため、短期入所（ショートステイ）事業の充実を図ります。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 県所有の入所系施設を社会福祉法人に貸与し、強度行動障がいや発達障がい支援事業を含む先進的な障がい福祉サービスを展開します。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 地域生活において何らかの不適応や処遇困難性を抱えた在宅の知的障がい者を、一時的に入所させたいうえで、行動を観察することにより、本人の持っている性格や問題背景を明らかにし、関係者との調整を行うことで、再度地域での生活が可能となるように支援します。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 事業者が提供しているサービス内容等を自らが評価(自己評価)するとともに、利用者・事業者以外の第三者(評価機関)が評価を行う「みえ福祉第三者評価」を受審し、事業者が自己の強みや課題を把握・改善することで、福祉サービスの質の向上を図ります。(健康福祉部社会福祉室)

(2) 福祉人材の育成・確保

- ◆ 県立高校の福祉科において、社会福祉を担う人材を育成します。(教育委員会高校教育室)
- ◆ 福祉人材センターにおいて、無料職業紹介事業や福祉職場相談会等の事業を実

施し、福祉人材の確保に努めます。(健康福祉部社会福祉室)

- ◆ 社会福祉施設職員の研修を支援することにより、福祉人材の育成を図ります。
(健康福祉部社会福祉室)
- ◆ 「人材育成に関する検討委員会」により、研修のあり方、研修内容等について検討を行い、実際の研修実施に反映させます。また、人材の量的な確保の面から、研修事業者の指定制度についても検討します。(健康福祉部障害福祉室)

(3) 福祉用具の活用の推進

- ◆ 三重県身体障害者総合福祉センター内に設置した「みえテクノエイドセンター」を中心に、大学、研究所、企業などと連携して福祉用具や自助具の開発支援などを行います。(健康福祉部薬務食品室)
- ◆ 身体障がい者の社会復帰や自立を促進するため、市町が実施する補装具の交付や修理に対して、専門的な支援を行います。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 自宅で生活する重度障がい者の日常生活の便宜を図るため、市町が実施する日常生活用具の給付に対する助言を行います。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 原因が不明で、治療方法が確立されていない難病患者が、在宅で安心して生活できるよう日常生活用具給付事業等の支援を行います。(健康福祉部健康づくり室)

(4) 経済的な支援

- ◆ 日常生活で常時特別の介護を要する 20 歳以上の在宅重度障がい者に特別障害者手当、20 歳未満の重度障がい児に障害児福祉手当を支給するとともに、手当についての周知徹底を図ります。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 精神又は身体に中度以上の障がいがあり、日常生活において介助を必要とする 20 歳未満の児童を家庭等で養育している保護者に対し、特別児童扶養手当を支給します。(こども局こども家庭室)
- ◆ 心身の障がい状態の軽減を図り、又は、身体の障がいを除去、軽減するために必要な自立支援医療(精神通院医療、更生医療、育成医療)を給付します。(健康福祉部障害福祉室、こども局こども家庭室)
- ◆ 障がい者の経済的負担の軽減を図るため、医療費助成を実施する市町に対する補助を行います。また、精神障がい者 2 級通院の対象拡大について、引き続き、福祉医療費助成制度改革検討会等において検討を行います。(健康福祉部社会福祉室)
- ◆ 障がい者の保護者が死亡又は重度の障がいとなった場合に、残された障がい者に年金を支給する心身障害者扶養共済制度を実施し、保護者の抱く不安の軽減を図ります。(健康福祉部障害福祉室)

- ◆ 障がい者とその家族、介護者等が所有・使用する自動車について、一定の条件のもとに、自動車税、自動車取得税の減免を行います。(総務部税務政策室)
- ◆ 障がい者世帯等の経済的自立と社会参加の促進を図り、安定した生活を営むために必要な資金の貸付を行う生活福祉資金貸付制度を運営する三重県社会福祉協議会に対して、必要な助成を行います。(健康福祉部社会福祉室)

2 相談支援体制の整備

基本理念実現に向けためざす姿	それぞれの障がい者のニーズにきめ細かく対応できる相談支援体制が整備されています。	
数値目標	現状値	目標値
総合相談支援センターへの登録者数	4,650人 (22年度)	5,530人

[数値目標の説明]

・障害保健福祉圏域に設置した総合相談支援センターに支援を希望して登録した障がい者数（健康福祉部障害福祉室）

現状と課題

(1) ニーズに対応したきめ細かな相談支援体制の充実

◆ 障がい者制度改革に向けた動きの中で、多様なサービスが提供可能となりましたが、個々の障がい者のニーズに対応したサービスの組み合わせや地域での利用可能なサービスの選択など、個人の課題にきめ細かく対応できる相談体制の充実が必要です。

(2) 地域における相談支援体制の充実

◆ 関連する分野の関係者で構成される地域自立支援協議会の活性化、総合相談支援センターやこころの健康センターなど地域における相談体制の充実が必要です。

(3) 専門的な相談支援体制の整備

◆ 発達障がい者に対する切れ目のない支援、高次脳機能障がいに対する支援など専門的な相談支援体制の整備が必要です。

(4) 相談支援従事者等の人材育成

◆ 平成24年4月に施行される改正障害者自立支援法により、原則として全てのサービス利用者に対する計画相談支援が必要となることなどから、相談支援従事者の質と量の確保が求められています。

施策の基本的方向

(1) ニーズに対応したきめ細かな相談支援体制の充実

- ◆ 障害保健福祉圏域に総合相談支援センターの設置や圏域アドバイザーの配置を行うことにより相談支援体制の充実を図ります。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 「障害者自立支援法」の改正により、サービス利用計画作成の対象者の拡充と支給決定の参考としての計画作成が可能となったことから、サービス利用計画の実効性を確保し、よりきめ細かな支援の充実を図ります。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 相談支援のガイドライン作成等により、相談支援事業の望ましいあり方を、総合相談支援センター代表者会議において検討・共有します。さらに、ガイドラインに基づいた事業評価を実施することで、成果と課題を可視化し、相談支援体制の強化と充実を図ります。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 各圏域の圏域アドバイザーを中心に、地域自立支援協議会の活性化と運営支援を実施することにより、地域課題の検討をすすめ、全県の課題解決に向けてのシステム構築を図ります。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 地域生活を実践している障がい当事者の視点による、生活全般にわたる助言を行うことにより、障がい者のエンパワメントを図るため、ピアカウンセラー、ピアサポーターの養成を行います。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 障がい者の職業生活における自立を支援するため、働く意欲がありながら障がいのため就業できない方、職場不適應により離職した方、離職のおそれがある在職者などに対し、雇用、保健、医療、福祉、教育等の地域の関係機関と連携し、障がい者の就業およびこれに伴う日常生活、社会生活の一体的な相談支援を行います。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 在宅の障がい児(者)とその家族の生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられるよう療育機能の充実を図るとともに、専門的な療育機関との重層的な連携を図りながら、相談支援、福祉サービスの情報提供、福祉サービスの利用の調整等を行うなど、関係機関と連携した地域支援ネットワーク構築を図り、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 民生委員・児童委員の活動を促進するため、なり手の確保に努め、地域の実情をふまえた適正な配置を行うとともに、資質向上のための研修を行います。(健康福祉部社会福祉室)

(2) 地域における相談支援体制の充実

- ◆ 自立支援協議会の強化に向け、総合相談支援センターや地域自立支援協議会などから具体的課題を抽出し、県の自立支援協議会で普遍化・制度化していくと

いう基本的な枠組に加え、障がい者制度改革に基づく「共生社会」「社会モデル」の考え方にに基づき、課題の評価を行います。(健康福祉部障害福祉室)

- ◆ 自立支援協議会において、相談支援従事者研修およびサービス管理責任者研修については必須研修部会、市町および相談支援事業者等の研修については独自研修部会において、企画を検討し実施します。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 地域自立支援協議会において地域の特性やニーズに応じた相談支援体制を検討し、相談支援体制を強化します。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 三重県障害者相談支援センターにおいて、総合相談支援センターの広域調整、長期的な視野に立った研修等相談支援に関する総合的な支援等を行います。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 三重県こころの健康センターにおいて、地域での精神保健福祉活動の推進を図るため、保健所、市町等に対する技術指導や援助を実施するとともに、保健所や市町では対応が困難な精神疾患について支援を行うなど、より専門性の高い相談支援活動に取り組みます。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 児童相談所において、障がいのある児童の相談支援のため、県内5か所において児童福祉司、児童心理司などを配置し相談にあたります。また、聴覚障がいのある児童に対する支援として、早い段階から補聴器のフィッティング等を中心とした指導訓練を行うとともに、相談療育支援の充実を図ります。(こども局こども家庭室)

(3) 専門的な相談支援体制の整備

- ◆ 精神障がい者について、地域体制整備コーディネーターの配置やピアサポーターによる働きかけにより地域生活移行を促進します。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 精神障がいの未治療等の方に対し、他職種のチームによる必要に応じた訪問支援により、保健・医療・福祉サービスの包括的な提供等を実施し、在宅生活の継続を可能にするアウトリーチ事業をモデル的に実施します。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 強度行動障がいや医療的ケアが必要な方など重度障がい者への相談支援については、利用施設の利用条件の柔軟な運用や支援の質の向上、日中活動の受入条件の整備、自立生活の体験など、関係機関や事業所の協力・配慮を基礎にしたトータルな支援に取り組みます。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 自閉症等・発達障がい児(者)に対する相談支援を総合的に行う拠点として、自閉症・発達障がい支援センターを指定し、専門的な相談・支援を行います。また、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制を整備するため、支援ニーズや支援体制の実態把握を行い、重層的、有機的な支援ネットワークの構築を図ります。(健康福祉部障害福祉室)

- ◆ 自宅で生活する重症心身障がい児（者）とその家族に対する専門的な相談・支援を行うため、医師・看護師等による自宅訪問や重症心身障がい児（者）施設等での機能回復訓練、短期入所事業等を行います。また、レスパイトケアや緊急一次保護機能の充実を図るとともに、事業者・支援者の支援の質の向上に向けた研修を実施します。（健康福祉部障害福祉室）
- ◆ 高次脳機能障がい者が、地域で自立した生活を送れるよう、相談窓口の機能の充実を図ります。（健康福祉部障害福祉室）

（4）相談支援従事者等の人材育成

- ◆ 障がい福祉のベースを担う人材を育成するため、体系的な人材育成の体系を構築し、具体的な人材育成に向けた研修を実施します。（健康福祉部障害福祉室）
- ◆ 障がい者制度改革に対応できるような体制確保に向けて、市町、事業者に対して当事者支援のあり方に関しての理解を求めるとともに、相談支援従事者の研修を強化し、相談支援の質の向上とともに量の確保を図ります。（健康福祉部障害福祉室）
- ◆ 人材育成に関する検討委員会において、地域の事業者および当事者と協働することで、地域の核となる人材育成をめざします。（健康福祉部障害福祉室）

3 保健・医療体制等の充実

基本理念実現に向けためざす姿	障がい者に対する適切な保健サービスや医療が提供されるとともに、障がいの原因となる疾病等の予防・治療が実施されています。		
	数値目標	現状値	目標値
	周産期医療施設から退院したハイリスク児等へのフォロー割合	—	100%

〔数値目標の説明〕

・周産期医療施設から退院したハイリスク児等に、保健師が訪問等で支援した割合（こども局こども家庭室）

現状と課題

(1) 障がいの早期発見と対応

- ◆ 低出生体重児等や未熟児の出生割合は年々増加傾向にあり、疾病や障がいを早期に発見し、適切な治療を行うことにより、障がいの予防や軽減につなげることが必要です。

(2) 医療・リハビリテーションの充実

- ◆ 障がい者は、外来等により継続して医療を受ける必要が多く、健康の維持と自立を支援するため、医療・リハビリテーションの充実が必要です。

(3) 療育の充実

- ◆ 子どもの成長とともに、一貫した療育の提供が身近な地域において行われるよう支援体制の整備が必要です。

施策の基本的方向

(1) 障がいの早期発見と対応

- ◆ ハイリスク妊産婦、新生児を対象とした周産期医療体制の整備を「三重県周産期医療体制整備計画」に沿って、計画的に進めます。(健康福祉部医療政策室)
- ◆ 新生児搬送用の新生児ドクターカーを更新し、増加傾向にある低出生体重児等の救急搬送を行います。(健康福祉部医療政策室)
- ◆ 先天性代謝異常等検査の実施により、早期発見し早期治療を行うことで、障が

いの予防に繋がります。(こども局こども家庭室)

- ◆ 医療機関、福祉施設等と連携し、障がい児の早期把握、早期支援に取り組みます。(こども局こども家庭室)
- ◆ 病気にかかりやすく、心身に障がいが残る心配が多い未熟児については、保健師が家庭を訪問するなどして適切な指導を行います。また、母子保健法改正により、市町に権限移譲されることから、各市町へスムーズに移譲することができるよう支援します。(こども局こども家庭室)
- ◆ 市町が実施する1歳6か月児・3歳児健康診査を支援し、障がいのある子どもの早期発見と相談活動の充実に努めます。(こども局こども家庭室)

(2) 医療・リハビリテーションの充実

- ◆ 精神障がい者で、自傷他害のおそれがあると判断される場合は、精神保健指定医による措置診察を行い、必要な医療および保護を行います。また、治療に結びつけるため、受診勧奨や家族支援をはじめとする地域保健福祉活動を展開します。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 休日又は夜間等に緊急な精神科治療を必要とする場合に対応するため、病院群輪番制による精神科救急医療システムや電話による24時間精神科医療相談を実施します。また地域で精神科救急事例が発生した場合に、保健所、医療機関、関係機関の連携により、適切な医療および保護につなげるための支援を行います。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 原因が不明で、治療方法が確立されていない難病患者への医療の提供、患者の医療負担の軽減を図るとともに、難病患者とその家族で組織するNPO法人三重難病連に委託して三重県難病相談支援センターを運営し総合的な支援を行います。(健康福祉部健康づくり室)
- ◆ 障がいにより歯科受診が困難な方々が、地域で安心して受診できるように、障がい者歯科ネットワーク「みえ歯トネット」を設立し、地域で障がい者を受け入れる歯科医療機関を増やしていきます。(健康福祉部健康づくり室)
- ◆ 心身に障がいのある児童の歯科疾患罹患率が高いことから、歯科疾患の予防と早期発見に向けた指導を行う歯科保健教室を開催し、児童の健康増進と保護者等への歯科保健意識の普及を図ります。(健康福祉部健康づくり室)
- ◆ 交通事故等による脳外傷で生じた高次脳機能障がいに対する理解を深めるとともに、高次脳機能障がい者の社会復帰を進めるため、生活や職業面でのリハビリテーションを行います。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 病院等から退院した在宅の脳卒中等の患者が、地域で自立した生活を送れるよう、地域におけるリハビリテーション支援体制を整備します。(健康福祉部障害福祉室)

(3) 療育の充実

- ◆ 県立小児心療センターあすなろ学園において、自閉症児、情緒障がい児、広汎性発達障がい児等精神および行動に疾病・障がいのある子どもを対象に、外来治療、入院治療を行います。また、発達障がい児の早期発見や、とぎれのない支援を行うための方法を研究するとともに、市町の保健福祉職員や教員の人材育成についても取り組み、市町における総合的な相談支援体制づくりを推進します。(こども局こども家庭室)
- ◆ 県立草の実リハビリテーションセンターでは、上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童を対象に、機能回復訓練、日常生活訓練等を行うとともに、小児整形外科、小児リハビリの専門病院として治療、訓練、装具療法等を行います。また、家族のレスパイトなどを目的とする短期入所事業や重症心身障害児通園事業を実施するとともに、地域の療育センター等への巡回指導などにより人材育成に取り組み、地域の療育機能の向上を推進します。(こども局こども家庭室)
- ◆ 草の実リハビリテーションセンターと小児心療センターあすなろ学園を発達支援の拠点として一体的に整備するため、具体的な施設整備の検討を進めます。(こども局こども家庭室)
- ◆ 重症心身障がい児施設での入所による支援に加え、在宅ケアの柱であるショートステイの充実を図ります。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 未実施地域の多い重症心身障がい児(者)の通園支援について、利用者の状況を十分把握し、国の施策等と連携しながら、療育訓練の場の充実を図ります。(健康福祉部障害福祉室)

4 防災・防犯対策の推進

基本理念実現に向けためざす姿	障がい者に配慮された災害・犯罪に強い社会が形成されています。		
	数値目標	現状値	目標値
	入所施設における耐震化率	92%	100%

[数値目標の説明]

・障がい福祉サービス施設のうち、民間の施設入所支援サービスを提供する施設の耐震化率（健康福祉部障害福祉室）

現状と課題

(1) 防災対策の推進

- ◆ 災害時の避難にあたって支援が必要となる障がい者に対し、障がい者施設の耐震化、正確で迅速な情報提供、個々の要援護者ごとの個別計画の作成等のきめ細かい対策が必要となっています。

(2) 防犯対策の推進

- ◆ 障がいのある人は警察への通報や相談にも困難をとまなうことから、障がい者向けに設置された通報手段等について、一層周知していく必要があります。また、障がい者が容易に不審者情報や犯罪発生情報などが入手できるよう情報提供を行う必要があります。

施策の基本的方向

(1) 防災対策の推進

- ◆ 地震から命を守るためには、避難することが最も重要になっていることから、「地震から命を守る」を最も優先すべきテーマとし、避難情報を県内全ての人に提供することをめざし、防災行政無線が使用できない場合でも緊急速報メール等を用いることで複数の提供体制を整理、構築することをめざします。また、民間放送業者への積極的な情報提供などによる情報伝達方法の多様化に向けた取組を行います。（防災危機管理部防災対策室）
- ◆ 災害時要援護者対策の推進に向け、各市町の課題解消に向けた助言を行い、県内全市町における「災害時要援護者名簿」、「個別計画」の策定を促進していきます。（防災危機管理部地震対策室）

- ◆ 大規模地震による災害の際に特に配慮を要する障がい者の安全を確保するため、新たな津波浸水予測における津波被害が想定される地域や土砂災害危険箇所¹に立地する障害者支援施設等の把握を行います。また、当該施設における入所者等の避難方法について検討が促進されるよう市町へ働きかけることにより、防災対策・避難対策の強化を推進します。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 土砂災害危険箇所²に立地する障害者支援施設等における入所者等の避難方法について検討が促進されるよう市町へ働きかけることにより、土砂災害に関する防災対策・避難対策の強化を推進します。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 福祉避難所未指定(協定未締結)の市町への働きかけを行うとともに、市町による福祉避難所の指定や社会福祉施設等との協定締結を促進します。(健康福祉部健康福祉総務室)
- ◆ 障がい福祉サービスを実施する施設における利用者の安全・安心を確保するため、施設の設置主体が実施する耐震改築等について支援します。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 社会福祉施設に対して、事故・災害、急病・負傷等に迅速かつ適切に対応できるよう安全対策マニュアルまでの具体的な計画の策定を指導することで、施設のリスクマネジメントの向上を図ります。(健康福祉部障害福祉室)
- ◆ 住宅火災発生時において初期消火や避難など適切な対応が困難な障がい者を被害から守るため、消防本部等と連携をしながら、火災予防の啓発に努めます。(防災危機管理部消防・保安室)

(2) 防犯対策の推進

- ◆ 聴覚・言語に障がいのある人等の110番通報のため設置した「ファックス110番」、「ウェブ110番」について、各種広報媒体を活用し、正しい利用を促す広報啓発活動を実施することにより、その浸透を図ります。(警察本部通信指令課)
- ◆ 聴覚・言語に障がいのある人等が利用可能なメールやファックス等による警察安全相談窓口について、県警ホームページへの登載や街頭広報活動などにより、周知を図ります。(警察本部広聴広報課)
- ◆ 県警ホームページに、不審者情報、犯罪情報マップ等を登載するに当たっては、視覚障がい者への配慮に努めます。(警察本部広聴広報課、生活安全企画課)

第4編 地域生活移行・就労支援等に関する数値目標 及び指定障害福祉サービス等の見込量

【10月31日障害保健福祉関係主管課長会議で示された「基本
指針改正案」により、検討中】

第1章 障害者自立支援法の施行と課題

第2章 数値目標の設定

第3章 障がい福祉サービスの利用状況と見込量

第4章 圏域の現状と課題

第5編 計画の推進

第1章 計画の推進体制

「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」という基本理念を実現するため、さまざまな主体との「協創」により計画を推進します。

1 県における推進体制

本計画に基づく障がい者支援施策を着実に推進するため、三重県障がい者支援施策総合推進会議において、福祉、医療、労働、教育、住宅などそれぞれの分野が協議・連携し、施策を総合的に推進します。

2 さまざまな主体との「協創」

本計画を推進するため、県、市町、団体、県民等が、それぞれの役割を果たすことにより、共生社会を実現する必要があります。

(1) 県の役割

県は、市町で行うことが困難な広域的・専門的な事業の実施や、市町への助言・指導などを行います。また、さまざまな主体との「協創」による共生社会の実現のため、積極的に情報提供を行うなど、共生社会の意識啓発を行います。さらに、県域を超える広域的な課題について、国や地方自治体との緊密な連携を図ります。

(2) 市町の役割

市町は、県民に最も身近な立場から、ニーズを的確に把握し、地域生活を支える基礎的でニーズにあったきめ細かいサービスを提供することが求められます。そのため、福祉、医療、労働、教育、住宅などそれぞれの分野の連携による障がい者施策の計画づくりやその推進などが求められます。

(3) 団体の役割

社会福祉法人等の福祉や医療に関する各種団体のほか、企業が積極的に参加し、地域を支えることが期待されています。また、様々なサービス提供を実施する団体については、多様で質の高いサービス提供が求められます。さらに、当事者団体等については、利用者のニーズにあったサービス提供のための連携が求められます。

(4) 県民の役割

共生社会の実現の主役は、そこに住み地域をよく知っている県民一人ひとりです。福祉サービスの利用者であり担い手でもある県民一人ひとりの声やニーズや行動がその地域の共生社会を実現します。自らの判断と責任のもと、社会の一員として、自立し、行動することが求められます。

第2章 計画の進行管理

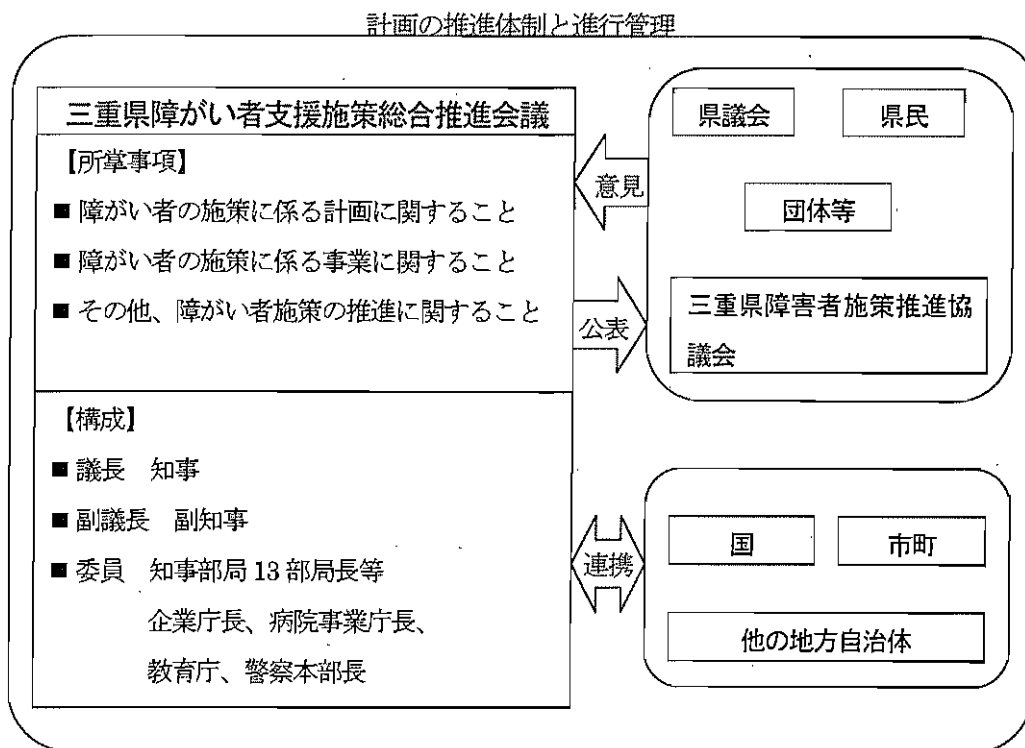
本計画を着実に実施していくため、各施策の進捗状況を把握するなど、適切な進行管理を行います。進捗状況については、毎年度公表します。

1 年次報告の公表

本計画に掲げた施策の実施状況を、毎年度、年次報告としてとりまとめ、ホームページ等において広く県民に公表します。

2 進行管理

三重県障害者施策推進協議会において、計画の進捗状況を報告し、審議いただくとともに、その意見を三重県障がい者支援施策総合推進会議において、総合的な施策展開に反映します。



第3章 計画の見直し

本計画は平成26年度を目標年度として策定するものですが、この間の障がい者制度改革やそれともなう法制度の改正等に応じて、計画期間中の見直しについて柔軟に対応します。

みえ障がい者共生社会づくりプラン（仮称）
～障がいのある人もない人も「共に生きる」社会をめざして～
《中 間 案》

平成 23 年 12 月

三重県健康福祉部障害福祉室

〒514-8570 津市広明町13番地

T e l : 0 5 9 - 2 2 4 - 2 2 7 4

F a x : 0 5 9 - 2 2 8 - 2 0 8 5

E-mail : shoho@pref.mie.jp